

各少年院視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

令和3年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	帯広少	R3.10.1	北海少年院に移送された元帯広少年院在院者について、今後も十分な処遇がなされるよう、アフターフォローや引継業務を遺漏なく行っていただきたい。	帯広少年院在院者を北海少年院に移送するに当たっては、当該移送後も十分な処遇がなされるよう令和2年度から準備し、その体制を構築してきたところ、同移送完了後もその体制を維持しており、今後も、その維持に努めたい。
2	北海少	R3.6.23	LGBTの者が入院した場合に対応できるようあらかじめ準備されたい。	他施設での教育・処遇の実施状況等について情報を集めるなどして、法令等に基づき、在院者の人権に配慮した適切な教育・処遇を実施できるよう準備をしている。
3	北海少	R3.6.23	北海少年院視察委員会の活動と役割を、在院者に対してより一層周知されたい。	在院者一人一人に貸与する生活のしおりに視察委員会の活動と役割について記載し、職員が該当部分を提示、読み上げるなどして、周知を図っている。また、新入時教育において職員が視察委員会の活動と役割について説明を行っている。
4	北海少	R3.6.23	在院者の髪型について、法務大臣訓令に定めるオールショート刈り又はショートバック刈りを、在院者の希望により選択できるようにできないか検討されたい。	年間に配分された予算では、全ての調髪を理容師に依頼できないことから、常にオールショート刈り又はショートバック刈りのうちから選択させることはできないので、要望について、上級官庁に報告することとした。
5	北海少	R3.6.23	新入時教育において白色のトレーニングパンツ及びトレーニングシャツを着用させているが、他の衣服を選択できないか検討されたい。	新入時教育で着用する衣類は、安価で耐久性に優れていて、洗濯する回数が多くても傷みにくく、運動中体育館の床で擦っても破れたり摩擦で穴が空きにくいことから、刑務所作業製品の一つである白色のトレーニングシャツ及びトレーニングパンツを指定している。 これをジャージ等の衣類に変更した場合、新たに購入するための予算が必要となるなど、予算を圧迫することが懸念される。 在院者が着用するより質の高い衣類の整備について、上級官庁に報告することとした。
6	北海少	R3.10.17	おかず数が1品少なくなったことについて、改善するよう検討されたい。	給与量や栄養量を減らしたということはないが、予算や調理の都合から、使用する皿や品数を変えているため、少なく見えたのだと思われる。例えば、同じ種類・量の食材を使用し、これまでの調理法と味付けが異なる2種類の副菜を作っていたところ、1種類にしたことがあった。今後とも、予算の範囲内で気を付けながら献立を作成していく。
7	北海少	R3.10.17	職員が発達障害のある在院者を指導する際、「あなたたちは、特性が強い。」という表現を使用しているようであるが、改めるよう要望する。	職員からそのような発言があったことは確認されなかったが、発達障害や知的障害等、発達上の課題を有する在院者に対する適切な指導の在り方については、どのように助言や指導を行うべきかといったノウハウを十分に習得できていない職員も認められることから、定期的に、専門的知識を有する大学教授を招へいして職員研修を実施していく。
8	北海少	R3.10.17	乱暴な言葉遣いをする職員について、改めるよう要望する。	乱暴な言葉遣いをしている事実は確認されなかったが、在院者が安心して矯正教育を受けることができるよう、職員の言葉遣いについて、在院者に誤解を与えないようにするため、幹部職員が指導するとともに、定期的に、専門的知識を有する大学教授を招へいして職員研修を実施していく。
9	北海少	R3.10.17	自弁物品のボールペンは、青色しか使用できないことになっていることから、黒色ボールペンを使用することについて、検討されたい。	黒色のボールペンも購入できるよう、購入先業者との協議を行う。
10	北海少	R3.10.17	支給されているシャンプーが、髪の毛に合わない在院者がいるところ、自弁のシャンプーを使うことができないか検討されたい。	自弁のシャンプーは、原則として、当院指定の業者からの購入に限定している。 なお、必要に応じて、医師の判断により薬用のシャンプーを支給することとしている。
11	北海少	R3.10.17	他の在院者に名前を知られれば、社会復帰した際に支障を来すおそれがあることから、「こと名」を使用することについて、検討されたい。	在院者の呼び方は、個人の識別や個人情報漏えいの防止等の合理的必要性を損なわない範囲で考えなければならないところ、在院者一律に対応を決めることは現時点では困難であることから、原則として姓のみを呼び、同姓の者との識別が必要な際には他の在院者に聞こえないように当該在院者のみに姓名を確認する等の配慮をしていく。
12	北海少	R3.10.17	入浴時間について、衣類等の脱着を除き、浴室に入っている時間が確実に20分確保できるよう要望する。	当院における入浴の時間の運用は、集団寮においては、脱衣場から浴室に移動した時点から入浴を開始として、20分間の計測を始め、20分が経過した時点で入浴終了の声掛けを行い、浴室から脱衣場

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				に移動させている。単独寮においては、脱衣場から浴室に移動し、洗体のためにシャワーの湯を出してから、20分の計測を開始し、20分が経過した時点で入浴終了の声掛けを行い、浴室から脱衣場に移動させている。
13	北海少	R3. 10. 17	入浴の順番を待っている時間に自主学習ができるよう検討されたい。	入浴の順番を待っている時間は、自主活動等として定められ、あらかじめやるべきことが指定されておらず、学習をすることについて制約はしていないが、今後は、在院者により丁寧に説明していくこととした。
14	北海少	R3. 10. 17	意見・提案書の用紙は、意見・提案箱の横に置いてあるが、事前に数枚、在院者に渡しておくことはできないか、検討されたい。	実施可能であるので、速やかに実施することとした。
15	北海少	R4. 3. 9	紫明女子学院において、在院者数が少なくなっているため、入浴後にドライヤーを使用できないか、検討されたい。	ドライヤーについては、一斉に使用するとブレーカーが落ちるなど、電気容量の問題等から使用されていないところ、在院者数が少なくなっているため、使用可能であるか確認する。
16	北海少	R4. 3. 9	下着を着替えているとき等に巡回で部屋をのぞかないなど、在院者の羞恥心に配慮した対応を検討されたい。	巡回は、少年院の規律及び秩序の維持を図るためにも必要なことであるものの、在院者の羞恥心など人権に配慮した対応を検討する。
17	北海少	R4. 3. 9	単独寮での生活では、テレビ視聴の時間がないなど、娯楽の時間が集団寮と比べて少ないため、改善を検討されたい。	単独寮に収容する処遇上、矯正教育上の目的を損なわない範囲内で、単独寮における在院者の余暇時間の充実について検討する。
18	北海少	R4. 3. 9	必要以上に厳しい口調や威圧的な態度で指導する職員がいることについて、改善を検討されたい。	事実関係を調査した上で、在院者の指導に当たっては、在院者の人権を踏まえて行うよう職員に注意・指導していく。
19	北海少	R4. 3. 9	フルネームを使用しないことについて徹底されていないことから、再度、改善を検討されたい。	在院者にフルネームを使用しないことについて、職員に対し指導を実施し、在院者に対しても、原則としてフルネームを使用しないことについて、説明する機会を設けることとした。
20	北海少	R4. 3. 9	パンを食べた上で、水分を摂ると、腹の調子が悪くなる在院者について、適切な対応をされたい。	事実関係を調査した上で、疾病等を有し、健康上の理由から特別な配慮が必要な在院者に対しては、引き続き医師の判断に従い、適切に対応していく。
21	北海少	R4. 3. 9	例えば休めの姿勢のとき、後ろで手を組むのか組まないのかが統一されていないなど、指導が統一されていない点について、改善を検討されたい。	事実関係を調査した上で、統一した一貫性のある指導を行うよう職員に注意・指導していく。
22	北海少	R4. 3. 9	視察委員会として検討すべき課題が多岐にわたっていることから、視察委員会の開催を年6回とするよう要望する。	御要望を上級官庁に報告する。
23	盛岡少	R4. 3. 2	新型コロナウイルス感染症の流行・まん延や法改正などの盛岡少年院をめぐる環境の変化に十分な対応をしつつも、本来の目的である在院者の教育・支援活動を十二分に行い、在院者の改善更生と社会復帰に向けた業務・運営を行うこと。	引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、在院者の再犯防止に資する矯正教育を更に充実させるとともに、就労支援等を通じて、社会復帰に向けた支援を強化推進していく。
24	東北少	R3. 7. 26	マスクについて、衛生用品であることに鑑み、適切な期間で交換することを要望する。	令和3年8月以降、在院者には毎日1枚ずつ不織布マスクを支給する取扱いとしている。
25	東北少	R3. 7. 26	支給されているマスクは肌に合わないため、自弁物品を使いたいという在院者の意見が複数あった。自弁の可否や購入方法等に関する在院者の理解が不十分であると思われるため、在院者への説明を要望する。	自弁のマスクの購入方法等については、在院者に個別貸与している生活のしおりに明記されているが、在院者の理解が不十分であることが認められるため、令和3年7月16日に在院者に説明を実施した。
26	東北少	R3. 9. 13	調髪について、適切に受けられるよう対応を検討されたい。	東北少年院においては、毎月1回、理容業者による調髪を実施している。また、青葉女子学園においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、契約していた理容業者から急ぎょ契約解除の申出があり、新たな理容業者を選定するまでの間、理容ができない旨を在院者に説明していなかったことから、在院者に改めて説明理解を求めた。その後、新たな理容業者と契約したため、令和3年11月から調髪を再開している。
27	東北少	R3. 9. 13	在院者の衛生確保の面から、夏季シャワー浴における洗髪の実施について検討されたい。	在院者の夏季シャワー浴における洗髪は、既に認めている。
28	東北少	R3. 9. 13	青葉女子学園在院者の生理用品について、経血量等は個人差もあることから、生理用品の大きさや個数など、在院者に応じた対応を検討されたい。	青葉女子学園においては、在院者に対し、生理用品を一定量支給するとともに、個々の在院者の状況に応じて随時追加支給している。
29	東北少	R3. 11. 22	東北少年院集団寮トイレの個室について、故障している個室の修繕を要望する。	東北少年院集団寮のトイレの個室について、修繕が完了し、故障している箇所はない。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
30	東北少	R3. 11. 22	東北少年院集団寮トイレの個室について、特に朝や夜など多くの在院者の利用が見込まれる時間帯における複数の在院者の同時利用について検討されたい。	東北少年院集団寮トイレの個室について、過去の反則行為を踏まえ、原則として一人ずつの利用としているが、在院者から使用の申出があった場合は、職員を配置するなどして対応している。在院者には我慢することなく申し出るよう繰り返し説明している。
31	東北少	R3. 11. 22	東北少年院集団寮における新聞の備付けについて、現在3日分のところ、7日分の備付けを検討されたい。	東北少年院における備付新聞について、過去の反則行為を踏まえ、職員が毎日全ページを検査しているところ、7日分を備え付けることにより検査に係る業務量が増加するため、現状のまま3日分とした。
32	東北少	R4. 3. 7	洗顔フォームの自弁購入について検討されたい。	東北少年院においては、令和4年1月以降、洗顔フォームの自弁購入を認める取扱いとした。青葉女子学園においては、洗顔フォームの自弁購入を既に認めている。
33	東北少	R4. 3. 28	東北少年院及び青葉女子学園においては、宮城刑務所において在院者の食事を作ってもらっているところ、新型コロナウイルス感染症の関係により、宮城刑務所で食事が作れなくなった場合に、在院者に対する食事の給与が適切に実施されるよう対策を検討されたい。	宮城刑務所と協議の上、宮城刑務所で食事が作れない場合には、在院者には支給業者からの弁当を給与することとしており、宮城刑務所において東北少年院及び青葉女子学園在院者分も一括して注文することとしている。
34	東北少	R4. 3. 28	視察委員会について、令和4年度以降も、通年6回の開催が実現できるよう、年度当初からの予算措置を希望する。	視察委員会の開催回数に関する件については、施設限りでは対応できないことから、頂いた御要望は上級官庁に報告する。
35	茨城農	R3. 6. 16	水道水から悪臭が生じるとのことであるが、改善の措置を検討されたい。	当院の水道水は井戸水を使用しているところ、原水に鉄イオン成分が多く、それが酸化して赤水や鉄臭になっていたところ、鉄イオンを中和する溶剤を添加することにより、鉄臭等の改善を図ることができた。
36	茨城農	R3. 6. 16	トイレにちり紙ではなく、トイレットペーパー又はティッシュペーパーの支給を検討されたい。	トイレットペーパーやティッシュペーパーについては、検査が困難である等、保安上の観点から導入が困難であることから、現在支給しているちり紙を引き続き支給したい。
37	茨城農	R3. 8. 18	5寮（単独寮）にエアコン設置を検討されたい。	5寮にエアコンを設置するには、電力供給に耐え得る電源工事が必要であり、その費用が高額であることから、直ちに対応することは難しく、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
38	茨城農	R3. 10. 13	自弁の書籍等の所持上限冊数を5冊としていることについて、学校案内や企業案内等のパンフレットはその上限冊数に含まない運用を検討されたい。	学校案内や企業案内等は在院者の就労・就学に資するものとして、所持冊数上限の5冊には含めない運用に改めた。
39	茨城農	R3. 12. 22	食事のメニューについて、トンカツ、チャーハン、卵ソース、スパゲティの追加を検討されたい。	チキンカツとスパゲティを令和3年度からメニューに加えることとした。 なお、チャーハンについては調理が難しく、卵ソースについては契約業者に取扱いがないことから、導入を見合わせる。
40	茨城農	R3. 12. 22	自弁の学習用書籍について、許可とする範囲が狭いので、基準を明確に定めて、範囲を広げる運用を検討されたい。	自弁の学習用書籍の許可基準を一律に明確化することは、困難であり、現状、在院者の必要性に応じて個別に判断している。今後はそのような意見もあることを参考にして、引き続き慎重かつ適切に判断していきたい。
41	茨城農	R3. 12. 22	シャンプーの購入について、一種類だけでなく、複数種類から選んで購入できるようにすることを検討されたい。	もう一種類を追加して選択購入できるように検討を進めたい。
42	茨城農	R4. 2. 9	食事の量が足りないという在院者のため、給与量について検討されたい。	食事の給与量は関係法令の定めに基づき給与しているが、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
43	茨城農	R4. 2. 9	食事のメニューの要望等を問う在院者へのアンケートについて、その回数を増やすことを検討されたい。	現行、年一回アンケートを実施しているところ、令和4年度以降、回数を増やすことを検討したい。
44	茨城農	R4. 2. 9	5寮の廊下のストーブについて、19時30分で消す運用をしているとのことだが、ストーブの運転時間について検討されたい。	燃料費の高騰により、関係予算がひっ迫しているところ、仮就寝時刻である19時30分以降、就寝した在院者の間近にあるストーブを順次消す運用を行っている。予算執行の見直しにより効率的なストーブの運用を検討していきたい。
45	茨城農	R4. 2. 9	洋式トイレの便座について便座ヒーター等を付けることを検討されたい。	衛生面、予算面、管理運営上の面を総合的に考慮して現状の運用となっている。医療上の配慮が必要な場合は個別に対応を検討したい。
46	水府学	R3. 6. 9	新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、寮内での歌の練習時間が減少していることから、可能であれば	新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状においては、飛まつ感染防止（マスクの常時

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			歌の練習時間を増やすことについて検討されたい。	着用や大声を発することの制限)を含めた感染防止対策の更なる強化について指示がなされていることもあり、合唱の機会を拡充することが困難な状況にある。引き続き、食事時間のBGM、音楽クラブでの楽器演奏音楽DVD視聴など、でき得る方策についての検討を続けたい。
47	水府学	R3.6.9	毎週土曜日の昼食のメニューに魚が給与されることが多く、多くの在院者が残しているため、実情を確認し、可能な範囲でメニューの変更や調理方法等について検討いただきたい。	令和3年7月中の喫食状況について実情調査したところ、魚が苦手である等の理由で特定の在院者数名が残している状況が確認された。献立については、年2回、在院者を対象に献立全般に関する意見や希望等を調査するなどし、在院者の意見等も考慮した上で策定しているところ、今後の調査結果や予算の状況を踏まえながら、調理方法やメニュー変更等についても検討を続けたい。
48	水府学	R3.6.9	成績の告知において、在院者に何が足りなかったのか等を十分に説明する必要があることから、担任との面接の機会をより多く設けることについて、実情を確認し、改善を要する面があれば改善を検討されたい。	現状では、月1回の成績告知日には、正規の日課として、担任職員による成績告知の面接時間を確保できる体制にしているところ、成績の内容や本人の問題性によっては、その日の面接だけで必ずしも十分とは言えない場合もあることから、それ以外の日にも、時間を見て、補足的に面接を実施するなどしている。 今回の提案に関しては、一時的な職員の不足等もあって、十分な時間を確保できなかった事情もあったものの、面接の重要性について、改めて職員に注意喚起し、今後、状況に応じて、面接時間の確保に努めることとした。
49	水府学	R3.11.10	土曜日の昼食で焼き魚が給与される際、生臭さで食欲がなくなる在院者もあり、全く手を付けられないため、実情を確認し、可能な範囲で、メニューの変更や調理方法等について検討されたい。	焼き魚については、調理終了時に中心温度を測定・記録して適正加熱温度に達していることを確認しているほか、複数の職員が事前に検食をしているところ、これまでに生臭いものは確認されなかった。令和3年9月に在院者を対象に献立全般に関する意見や希望等を調査しており、調査結果の内容や予算の状況も踏まえながら、調理方法、メニュー等について、引き続き工夫していく。
50	水府学	R3.11.10	毎食の食事において、食缶等に余っているものは残飯として廃棄しているが、規定量では足りないことがあり、捨てるのももったいないため、おかわりができる制度や、食事以外でも栄養補助食品やプロテイン等の食べ物を自弁で購入させることについて、可能な範囲で、対応を検討されたい。	食事の量等は訓令等で定められており、規定以上の量を給与することはできないため、調理方法、メニュー及び配膳方法の工夫等により、より満足感を得られやすい食事について検討したい。また、在院者の嗜好品(菓子)購入について、少年院法改正に伴い、自弁物品使用許可の対象品目の拡充も検討課題の一つとなっている状況も踏まえ、今後も、他施設の状況や上級官庁の意見も聞きながら、引き続き検討を続けたい。
51	水府学	R3.11.10	食事に毛髪等の異物が混入していることについて、実情を確認し、必要な範囲で改善策等について検討されたい。	調理従事者に対し、調理業務開始時に粘着テープを使用して衣類に付着した毛髪等の除去及びヘアキャップ等の着用確認を徹底するなどして、異物混入防止策を講じた。
52	水府学	R3.11.10	食事について、集団寮においては、食事当番が配膳し、職員の確認を経て同当番が各在院者の席に給仕しているところ、食事の量に恣意的に差をつけている在院者がいることが懸念されるため、可能な範囲で、給仕方法の工夫等について検討されたい。	全寮において、配膳と給仕について、担当する在院者を分ける方法に改めた。今後、各勤務者の意見や監督者による状況確認を踏まえ、配膳方法について内規で統一的に規定することも検討している。
53	水府学	R3.11.10	入浴について、現在は週3回(月・水・金)で実施しているところ、休浴日は入浴がなく体臭が気になるため、可能な範囲で、入浴回数を増やすことについて検討されたい。	入浴回数の増加は、他の日課との兼ね合いや予算状況等、施設運営への影響もあって、難しい面があるが、隔週での曜日変更なども含め、今後も検討を続けたい。
54	水府学	R3.11.10	職員に相談していた際に、職員から「死ぬ。」と言われたとの意見があった。在院者の受け止め方次第では、信頼関係の構築に支障が生じかねないことから、事実関係を確認し、所要の指導等をお願いしたい。	職員に確認したところ、そのような発言をした事実はなかったが、職員朝礼や会議などにおいて、全職員に対し、在院者に誤解を招かない話し方について注意喚起を行った。
55	水府学	R4.1.12	学習用の書籍について、各寮に各教科の参考書や英和辞典が整備されているところ、他の在院者が使用していて、活用できないことがあるので、実情を確認し、可能な範囲で、教科教育用教材の充実、整備等について検討されたい。	令和4年1月下旬に、英和辞典を各集団寮に追加で整備するとともに、高等学校卒業程度認定試験に向けた各種参考書を購入し、各集団寮に整備した。今後も、教科指導の実施体制の充実に向けて計画的に教科教育用教材を整備していく。
56	水府学	R4.1.12	集団寮内にエアコンが整備されておらず、猛暑の時期に不安があることから、早期整備に向けて尽力されたい。	空調機器の整備は、自庁予算での整備は困難であることから、御要望について上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
57	喜連川少	R4. 2. 15	視察委員会の意見・提案箱について、集団寮の下駄箱では出しづらいと考えられるので、ホール内に設置されたい。それができない場合には、意見・提案書の用紙を生活のしおりと共に在院者1人に1部配布されたい。	意見・提案箱の設置場所については、ホール内にも設置することを検討するほか、意見・提案書の用紙を在院者に配布することも検討する。
58	喜連川少	R4. 2. 15	在院者の健康管理の観点から、寮内の気温について、寒さ・暑さを防ぐために、引き続き空調の緻密な管理を継続されたい。	エアコンを使用した温度管理については、在院者の健康管理上の必要性から引き続き適切に行っていく。
59	喜連川少	R4. 2. 15	集団寮の居室の窓際に就寝する者の場所を変更するといった寒さ対策を徹底されたい。	巡回路からの視察のため窓際を指定していることから、現在のところ、変更の予定はない。
60	喜連川少	R4. 2. 15	集団寮の奥の方の居室は寒さが厳しいため、貸与品の工夫など、寒さ対策を徹底されたい。	増貸与した毛布を使っていない在院者が多数いるため、助言していく。
61	喜連川少	R4. 2. 15	少年院の備付書籍について、リストの改定を不断に行われたい。	書籍リストの更新については、今後も引き続き実施し在院者の利便性への配慮を図っていく。
62	喜連川少	R4. 2. 15	書籍等について、更に幅広い書籍類を備え、寮を超えて在院者に貸与できるような体制を整えられたい。	寮を超えた貸与については、不正な連絡等反則行為につながる面があるため、行う予定はない。書籍整備については引き続き幅広い分野の書籍を整備し、在院者の余暇時間の有効な活用につなげていく。
63	喜連川少	R4. 2. 15	在院者に貸与するテキスト類、辞書類について、今後も在院者の学習の希望に添えるよう、高校の課程としてのもの、高等学校卒業程度認定試験に向けてのもの、大学等受験に向けてのもの、就職に向けてのものを、引き続きより充実するよう努められたい。	テキスト類については年次改定されるものが多いことから、引き続き更新していきたいと考えている。また、当院での学習状況をみると多くが高校課程か高等学校卒業程度認定試験であるところ、これらを終えた在院者に向けて大学受験や資格取得に係る学習用書籍の充実も考慮していく。
64	喜連川少	R4. 2. 15	学習の必要や意欲のある在院者の延学学習を、幅広く認められたい。	必要性等を考慮し、延学学習が妥当と考えられる在院者を対象として行っていく。
65	喜連川少	R4. 2. 15	体育・運動の際の服装について寒さ対策を検討されたい。	出寮時に体育着の上に着用を着用させたほか、手袋の着用を行わせて寒さ対策を行った。
66	喜連川少	R4. 2. 15	入浴の日ではない運動・体育の後に、シャワー浴をさせるようにされたい。それができない場合でも運動後直ちに十分な時間の清拭ができるようにされたい。	夏季以外の時期においては予算上の事情もありシャワー浴を行っていない。これまでも運動等の後に清拭をさせているところ、日課上は十分な時間を確保しており、在院者に対しては焦ることなく適切に清潔を保持するよう指導していく。
67	赤城少	R4. 3. 28	新型コロナウイルス感染症対策のためのマスクについて、人との距離が相当程度確保できていれば着用の必要性は低いこと、また、マスク着用時の運動は暑さや呼吸困難のおそれがあることから、運動中の距離を保てる場面ではマスク着用を不要とするなどの運用方法を検討されたい。	体育・運動時に、在院者が声を出す場面ではマスクを着用することとしているが、熱中症のリスクを軽減させるため、他者との距離を2メートル以上確保し、必要時以外には声を出さないことを条件として、体育・運動時のマスク着用を不要とした。
68	赤城少	R4. 3. 28	大学進学を視野に入れて学習活動を行っている在院者に情報を提供することが処遇上有用であると思われるため、大学進学に関する書籍の購入を検討されたい。	全国の大学に関する書籍を購入し、各寮に整備した。
69	赤城少	R4. 3. 28	時間の把握は人が生活を営む上で必要不可欠であり、時間を把握しての行動は処遇の上でも有用であると思われることから、予算上の制約などもあるが、在院者の各居室に時計の設置を検討されたい。	在院者の計画的な行動を促すため、居室に時計を備えた。
70	赤城少	R4. 3. 28	夕食は午後4時30分頃から提供されるとのことであるが、翌日の朝食まで15時間程度の時間が空き、空腹の状態が継続することで低血糖の状態となることは在院者の健康上好ましいとはいえないため、食事の時間を遅くする、補助的な食事をとらせる等何らかの対応を検討されたい。	夕食の開始時刻が午後5時頃となるよう対応した。
71	赤城少	R4. 3. 28	運動後のストレッチはけが防止などの観点から必要であるが、徹底されていないように思われるため、運動後のストレッチを必ず行うよう徹底されたい。	整理運動の時間を確実に確保することとした。
72	赤城少	R4. 3. 28	在院者により必要とするノートの冊数は異なると思われるが、現在は一律の冊数で配布されている。ノートが余ってしまう問題があるが、効率的な学習をしようとする在院者が必要なノートを準備できないことは大きな問題であり、適切なノートの冊数や提供方法、ルールについて検討されたい。	在院者には、教科別の学習を考慮して5冊のノートを貸与していたが、その全てを使い切っている者はごく少数にとどまっていたことから、在院者の個々の事情に即した支給を行うため、当初にノート2冊を支給し、使い切った場合には随時必要な分を支給するよう院内の規則を改正し、在院者には生活のしおりをもって当該規則を周知した。
73	赤城少	R4. 3. 28	眼鏡とコンタクトレンズは、院内の規則上、双方を所有することが許されていると思われるが、在院者の中には当該規則を理解しておらず、どちらか一方のみしか所有できないと考えている者がいるようであり、	院内の規則を改正し、眼鏡とコンタクトレンズの併用が可能となる旨を明記した上で、在院者には口頭で説明を行うとともに、生活のしおりにその旨を記載することで周知した。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			眼鏡とコンタクトレンズの規則、特に双方の所有が許されることを在院者が理解するよう、その周知を徹底されたい。	
74	赤城少	R4. 3. 28	コンタクトレンズと眼鏡は双方にメリットとデメリットがあるが、災害時に眼鏡を所有していることは重要であるので、コンタクトレンズのみ所有している在院者には、眼鏡の購入を推奨されたい。	少年院が在院者に眼鏡の購入を推奨する場合、在院者やその家族に経済的な負担が及ぶ可能性もあるため、災害時の対応を含めて今後実施の要否を検討する。
75	榛名女	R4. 3. 28	単独寮居室の小型扇風機について、風量が十分でないとの意見があり、また、集団寮のホールに設置された大型エアコンについて、冷気が遠い居屋には届かないとの意見があるため、小型扇風機に代替する空調設備の設置や氷枕などの貸与物品の検討など、より適切な室温等の維持について検討されたい。	単独寮では、小型扇風機のほかに冷却剤を使用させているが、小型扇風機については、風量が十分であるかを確認することで、引き続き室温の把握をし、適切な室温等の維持に努めていく。また、集団寮については、令和3年度中に大型エアコンを更新したほか、冷房効率を上げるため、扇風機の設置場所について変更した。
76	榛名女	R4. 3. 28	寒さ対策のため、単独寮の居室設備、貸与物品、在院者の過ごす室温の把握方法等について検討されたい。	単独寮の各居室に暖房設備を設置することは電力量の問題等から困難であるところ、必要に応じて、貸与物品を検討する等、適切な寒さ対策に努めている。
77	榛名女	R4. 3. 28	入浴時間について、移動時間を含めて30分に設定されているところ、特に冬季は寒さ対策のため入浴時間の延長を検討されたい。また、入浴回数についても、現状の週3回から増やすことを検討されたい。	入浴時間及び回数は、矯正教育の時間、職員配置及び光熱水料を踏まえて定めているため、現行のままとしたい。
78	榛名女	R4. 3. 28	頭髪を乾かすため、ドライヤーの導入について検討されたい。	ドライヤーの取扱いについては、施設管理上の観点等から、現時点においては整備することは考えていない。 なお、令和3年度中に入浴時間を夜間から日中に変更し、就寝までの間に頭髪を乾燥させることができる時間を確保した。今後は、速乾性タオルの整備についても検討する。
79	榛名女	R4. 3. 28	書籍について、大学受験レベルの参考書の充実を検討されたい。	在院者のニーズを踏まえた上で、予算上可能な範囲で充実させることを検討する。
80	榛名女	R4. 3. 28	職員の在院者への対応について、今後も在院者一人一人の特性を踏まえつつ、公平性を保った適切な指導・対応を行えるように、研修会等の実施など必要な対策を継続的に実施することを検討されたい。	引き続き、研修会の実施などの必要な対策を継続していく。
81	榛名女	R4. 3. 28	生活場面又は授業の中で在院者のコミュニケーション能力が高まるような取組を一層検討されたい。	生活場面での役割活動、SSTやアサーショントレーニング等の授業、各種行事、外部講師等との面接等において、引き続きコミュニケーション能力を高める取組を実施していく。
82	榛名女	R4. 3. 28	在院者のコミュニケーション能力向上のため、院内生活の中で在院者が現在よりも自由に会話ができるような体制について検討されたい。	少年院の規律及び秩序を維持するため、個人情報の伝達等、不適切な会話は認めていないが、それ以外の会話は禁止していない。引き続き、在院者のコミュニケーション能力を高める取組や働き掛けを実施していく。
83	市原学	R4. 3. 31	在院者に対し、入院時に意見・提案箱の利用方法と視察委員会の役割について確実に説明されたい。また、意見・提案書の用紙を数枚配付しておくことを検討されたい。	入院時のオリエンテーション時の説明を更に詳細に実施し、意見・提案書の用紙の配付についても検討する。
84	市原学	R4. 3. 31	在院者の食事の質の確保と適切な量の給与について検討されたい。	食事の質については共同炊飯庁と協議し、御飯の水分量を調整することによって改善を図った。また、食事量、カロリー及び栄養素については規程に基づき給与されている。
85	市原学	R4. 3. 31	在院者の入浴時間の拡大を検討されたい。	他の日課との関係を踏まえ、在院者数に応じて柔軟に対応するよう努める。
86	市原学	R4. 3. 31	在院者の居室の網戸、窓の修繕を要望する。また、エアコンの設置を検討されたい。	当院で修繕可能な箇所は修繕を実施した。寮舎へのエアコンの設置については、今後の改修工事に対応する予定である。
87	市原学	R4. 3. 31	在院者の興味関心を考慮し、適切な学習書や書籍等を検討されたい。	在院者の進路やニーズを踏まえ、学習意欲の向上に資する書籍等を整備するよう努める。
88	市原学	R4. 3. 31	上級生を対象とした社会奉仕活動について、下級生にも職員が活動状況を伝える場を設けることを検討されたい。	社会奉仕活動は1級進級後に参加することで目的を達せられるものと思料されるところ、在院者の教育上必要な場合は、集団討議場面等を通し、職員が下級生に対して社会奉仕活動に参加した上級生の感想等を伝える機会を設けることを検討する。
89	八街少	R4. 2. 28	冬季期間の入浴回数を週2回から3回に増やすことを検討されたい。	日課運営、職員配置等の諸条件を勘案すれば、現段階においては入浴回数を週2回から3回に増やすことは困難である。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
90	八街少	R4. 2. 28	食事の献立のバリエーションを増やすことを検討されたい。	毎月の献立会議において協議の上、新メニューの導入を図っているほか、在院者の意見聴取の機会を設け、同意見を反映した献立を作成している。また、職業指導で作成した野菜を購入の上、積極的に材料として使用するなど、地場のものを取り入れた献立を作成しており、引き続きバリエーションに富んだ献立の作成を継続していく。
91	八街少	R4. 2. 28	意見・提案箱への投稿件数が減少傾向にあることに鑑み、令和4年度以降、全在院者への個別アンケートの実施を検討したい。	視察委員会による個別アンケートの実施について検討したい。
92	多摩少	R4. 2. 7	在院者の減少という現状にあっては、教官数を減らす方向ではなく、担当する在院者を少なくして、在院者と向き合う時間を確保することにより、より丁寧な指導を実現させる方向へとつなげることを求める。	集団寮の再編成を実施したことにより、1か寮当たりの職員数は増加したため、従前よりも在院者指導に係る職員の負担は、軽減し、在院者と向き合う時間を確保できるようになったと考えている。当院は複数の職員による当直勤務体制を確保していることから、引き続き職員間の連携を充実させ、在院者に対するきめ細かい指導を実践していきたい。
93	多摩少	R4. 2. 7	法務教官による在院者に対する不適切な身体接触行為が発覚したところであるが、多摩少年院全体として、このような事態に至った経緯を明らかにした上、問題点を洗い出し、指導に困難を伴う在院者に対する指導体制を再考するなど、再発防止のための方策に取り組むことを求める。	当該事案の発生を厳重に受け止め、全職員に対し、上級官庁が示している指針について改めて示すとともに、新たに院長指示を発出し、指導の原則を周知徹底し、同種事案の再発防止措置を講じた。
94	多摩少	R4. 2. 7	障害や虐待の被害経験があるなどして支援が必要な在院者が多い現状にあっては、一人の法務教官が担当する在院者の数を減らすことにとどまらず、法務技官（心理）を増やしたり、外部機関との連携を強めたりして、個別指導を増やすなどより手厚い指導を行うことが望ましい。	虐待や不適切な養育を受けたこと等を原因として社会不適應を生じやすく、適切な支援が必要な在院者については、本人の発達特性や問題点を多角的に検討した上で処遇要領を定め、集団生活への適応を目指しながら、関係機関との定期的なカンファレンスを通じて組織横断的な処遇を実施している。
95	多摩少	R4. 2. 7	温水が出ないシャワーや冷暖房設備の無い居室に関しては、早急な対応を求めたい。建物に隙間があることで冷気が入りやすく、虫も入ってきやすくなっており、ひびが入っていて雨漏りもしているため、施設全体の建て替えを求める。	必要な工事の実施を上級官庁に要望しており、引き続き在院者の生活環境の一層の向上に努めたい。一方、施設全体の建て替えは当院のみで決定できるものではないため、引き続き上級官庁に現状を報告する。
96	多摩少	R4. 2. 7	寝具、特に敷布団は長年の使用によって劣化しているようであり、室内着、下着や靴下等の衣類に関しては、サイズや材質が在院者に適していないとの在院者からの声があることから、いずれも見直すことを求める。	在院者に貸与する衣服、寝具については、予算の許す範囲において、可能な限り社会で一般的に普及しているものと同等の品質水準のものを計画的に整備し、劣化や破損の生じたものについては適宜更新、交換を行うなど、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るにふさわしい処遇環境の整備に努めたい。
97	多摩少	R4. 2. 7	新型コロナウイルス感染症対策について、在院者、職員ともに、ワクチン接種の進捗が遅いように見えた。なるべく早期の接種を目指すことを求める。	令和3年度において職員のワクチン接種を加速するため、在院者の日課編成を一定の期間変更し、複数の職員が集中的にワクチンを接種することができる期間を設けた。また、在院者へのワクチン接種については、当院所在地方公共団体と調整の上、在院者の接種前後の体調に留意しつつ順次行っているところである。引き続き、地方公共団体に協力を求めて接種を進めたい。
98	多摩少	R4. 2. 7	出院後の展望を描くためには出院者の生の声を聴くことが必要であり、従来のような形では不可能だとしても、講話を実現することはできないか検討してほしい。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、講話の実施を検討したい。また、令和2年度において、約10年前に当院に在院し、出院後に協力雇用主が経営する飲食店に就職した男性のインタビュー動画を作成して当時の在院者に視聴させたことがあり、こうした教材を積極的に活用するなどの方策を今後も検討していきたい。
99	東日本少	R4. 3. 23	保護室や静穏室への収容に当たっては、それによる改善効果を図る意味でも、在院者への説明が重要と考えられるところ、生活のしおりには、保護室等についての説明が記載されておらず、在院者にとって保護室等への収容が不透明な制度になっている可能性がある。今後も保護室等への収容が適正に行われているかのチェックに努めていただくとともに、生活のしおりに保護室等についての説明を加えることも検討されたい。	保護室等への収容に当たっては、関係法令等に基づき、収容が適正であるか否かの検証を確実に実施している。また、定期的に職員研修を実施し、その実施方法の習熟を図っており、今後も適正な運用に努めたい。 生活のしおりへの記載については、保護室等が日常生活の場として指定される居室ではなく、施設の規律及び秩序を維持するため特に必要と認めるとき等に収容される場所であることから、適当ではないものの、収容された在院者への説明がその改善効果を図るために有効な場合もあると思われ、その働き掛けについては今後検討していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
100	東日本少	R4. 3. 23	生活のしおりには、入浴時に身体検査を行うことや必要性について記載がなく、在院者が検査を不透明に感じ、羞恥心をもたらしている可能性がある。在院者の羞恥心に十分配慮した運用に努めるとともに、生活のしおりに入浴時の身体検査について説明を加えることも検討されたい。	入浴時の身体検査については、今後定期的に実施日を定めるなどし、実施方法についても羞恥心に配慮し、職員による差異が出ないように検討していきたい。また、生活のしおりについても、その意図が伝わるような記載内容となるよう検討していきたい。
101	東日本少	R4. 3. 23	少年院の職員による生活指導等は、矯正教育の根幹をなす重要なものであることから、今後も、職員研修、職員会議、全体朝礼等の機会に注意喚起する等により、職員の在院者に対する適正な言動に留意するよう努められたい。	職員に対しては、人権に関する研修、在院者を処遇する際の留意事項等に係る研修を実施してきたところ、今後においても、機会のあるごとに注意喚起し、在院者に対する言動に留意して勤務することを再認識させたい。
102	東日本少	R4. 3. 23	令和3年度から図書室を設置し、その運用を開始して、整備を進めているところであるが、医療措置課程及び支援教育課程の各在院者が共用するものであるため、書籍等の質及び量の更なる充実、図書室の適切な運用に努められたい。	在院者の閲読希望が集中する新たに整備した書籍等については、一定期間各寮に回覧するなどして対応している。現在、民間の専門家の協力を得た図書館整備について進めているところであり、今後においても、書籍等の質及び量の更なる充実並びに貸与方法の工夫を検討していくこととしたい。
103	東日本少	R4. 3. 23	体育指導において在院者から体調不良の訴えがあった場合には、その訴えに真摯に耳を傾け、当該在院者の健康状態、体力及び技能も考慮した上で判断し、体育指導の適切な運用に努められたい。	体育指導には、寮の担任職員が就いていることから、体育指導場面のみならず、在院者の健康状態や体力差について把握するよう努め、在院者の訴えについては、真摯に傾聴した上で、総合的に判断して対応している。
104	東日本少	R4. 3. 23	LED照明がまぶしく眠れないという在院者の訴えに真摯に耳を傾け、かかる訴えをする在院者に対して医師の診断を要件とせずアイマスクを着用させるか、それが困難である場合は、就寝位置の変更又はLED照明のまぶしさを軽減する措置を講じることも検討されたい。	保安上の観点を踏まえつつ、医師の判断に基づき、医療上の必要がある在院者に対しては個別にアイマスクの使用を許可することについて継続するとともに、今後、在院者からの申出があった場合は、個別に就寝位置の変更、LED照明の光量に対する物理的対応（光の方向の調整）等を検討することとしたい。
105	東日本少	R4. 3. 23	保護者との面会は、在院者の心情安定や社会復帰支援のため重要な意義を有すること、30分の面会時間は法令で定める最低基準であること、遠方から入所する在院者が少なくないことから電話による通信を導入するほか、保護観察所のテレビ遠隔通信システムを使用した保護者との会話による事実上の面会などもあることから、面会時間を例えば60分を基準とするなど、面会時間の確保及び保護者との面会についてオンラインの導入を検討されたい。	面会場面に加え、面会立会職員及び支援部門職員が、面会後に面会人に対して、在院者の生活の様子や最近の変化を説明することを行うほか、面会日時予約の際に併せて教育相談・医療相談の予約を受け付け、面会の前後に面会室で説明や質疑応答を行うなど、事実上1時間以上を費やすことが少なくない。 なお、テレビ遠隔通信システムを使用している保護観察官との面接については、保護観察官と保護者が同席し、少年院職員が立会した上で本人と面談場面を設けるなどとして活用している。
106	東日本少	R4. 3. 23	入浴やシャワーの頻度の増加や、1回当たりの入浴時間の確保に努められたい。	矯正教育の実施時間の確保及び光熱水料の予算の観点から、毎日のシャワー浴を含む入浴を実施することは困難な面があるが、引き続き、行事等の実施により長時間発汗した場合には臨時にシャワー浴を認めるほか、必要に応じて清拭を行わせるなど、在院者の保健衛生上適切な入浴の実施について取り組んでいくこととしたい。
107	東日本少	R4. 3. 23	夕食の開始時間について、社会一般の生活習慣に近づけることが望ましいため、夕食の開始時間を1時間遅らせて午後6時とするよう改善に努められたい。	引き続き、矯正教育の実施上及び管理運営上の支障等について検討するとともに、御意見について、給食業務を担うPFI事業者に改めて伝達した上で、必要な協議を行っていきたい。
108	東日本少	R4. 3. 23	東日本少年矯正医療・教育センターでは、医師について定員を満たしていない状態が令和元年の開業以来継続しているため、令和4年中には医療スタッフの定員の補充が実現されるよう努められたい。	医師の補充については、上級官庁と密に連絡を取り合いながら、採用希望の医師による施設見学等を積極的に実施している。引き続き、上級官庁と連携の上、欠員補充に努めていきたい。
109	東日本少	R4. 3. 23	社会復帰支援の取組、福祉や更生保護の関係機関との連携をより一層強めて、在院者の帰任先確保の支援に努められたい。	住居の確保と、日中に社会参加できる場面の確保は、出院後の円滑な社会復帰及び再非行・再犯防止を支える両輪である。今後において、就労支援、修学支援及び出院直後に受入可能な施設の開拓を続け、再び問題行動を起こす前に相談することができる、又は支援者が気付いて相談に乗ることができる仕組みを、個々の在院者の出院に当たり確立するべく努めていきたい。
110	東日本少	R4. 3. 23	職業指導については、退院後の生活に役立つものを増やすことを、特定少年の在院者に限らず検討するよう努められたい。	令和4年度に指定された職業指導について充実を図るとともに、在院者の個別のニーズに合致する場合は、専門的職業指導に応募させるなど働き掛けていきたい。また、東日本少年矯正医療・教育センター内で実施する資格取得については継続しつつ

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				も、見直しも含め検討していきたい。
111	東日本少	R4. 3. 23	在院者から、給食や薬袋の氏名札が見られることにより、フルネームが他の在院者にも分かってしまう可能性があることで困る旨の意見があった。氏名札が他の在院者の目が触れることがないよう、氏名札の管理には今後も引き続き注意を払うように努められたい。	給食及び薬袋については、他の在院者から見えないよう細心の注意を払っており、その他の記名については姓のみ（同一姓の在院者のみ名の1文字）で統一した運用を図り、個人情報の保護を図っている。今後も氏名を含めた個人情報の保護へ注意を払っていきたい。
112	愛光女	R4. 1. 12	記録映像の保管期限等が分からず不安を感じている在院者がいることから、当該記録の取扱いについて説明するよう求める。	在院者から、記録映像の保管期限等について質問があった場合には、定められた期間、保存した後、確実に廃棄しているなど、適切に管理していることを伝えることとした。
113	愛光女	R4. 1. 12	食事への異物混入の申出があった際には、食事の交換等を行うなど、適切な対応を求める。	これまでも、食事に異物混入があった場合には、速やかに食事の交換を行ってきているが、再度、職員に対しては当該申出があった際の対応として、個人で判断するのではなく、必ず上席者に当該事実を報告の上、状況を確認し、食事を交換するよう周知した。
114	愛光女	R4. 3. 30	生活のしおりの中の「委員会に対する書面の提出」において、「提案箱」の鍵は委員会が管理するという記載だけでは、職員が一切見ることがないかどうかは不明であることから、意見を述べる在院者に安心感を与えるために、「提案箱の中は、職員は一切見ることができない」旨を記載すべきである。	生活のしおりの当該箇所に追記することとする。
115	愛光女	R4. 3. 30	冷暖房設備を整え、寒さ暑さ対策を行っている実情はあるが、特に冬季期間中、各教室や廊下が寒すぎる、単独寮が寒いとの意見があることから、活動開始前から冷暖房をつけることや、冷暖房での対処が困難な際の代替措置が適切に機能しているかについて、再度検討を求める。	活動の前から冷暖房をつけることは実施しており、また冷暖房での対処が困難な場合には、各居室に夏季は扇風機を、冬季は電気座布団を貸与するといった措置をそれぞれ講じているところである。 電気等の使用に当たっては、予算上の制約も少なからずあることから、執行状況を見ながら現行の対応を維持していくこととする。
116	愛光女	R4. 3. 30	入浴について、在院者数も少なくなってきていることから、運営上の工夫をし、少しでも入浴時間を延ばして、充実した入浴が行えるよう要望する。	在院者が少なくなったとしても、各在院者の特性等に応じて、実施すべき矯正教育の内容、時間数等に変化はなく、集団寮では夜間の時間帯に入浴を実施しているところ、入浴時間を延長することは、寮内における日課の適切な運営に支障が生じるため、困難であるものの、今後も引き続き、在院者の生活環境や健康管理の維持・向上に努めることとした。
117	愛光女	R4. 3. 30	入浴後のドライヤーの使用について、在院者数も少なくなっており、保安上の問題、時間的な問題も、運営上工夫することで解決が可能と思われるため、ドライヤーの導入を検討いただきたい。	在院者が少なくなったとしても、各在院者の特性等に応じて、実施すべき矯正教育の内容、時間数等に変化はなく、集団寮では夜間の時間帯に入浴を実施しているところ、入浴後にドライヤーを使用させることは、入浴後の役割活動等の寮内における日課の適切な運営に支障が生じる。また、日中よりも限られた職員数で寮内全体を適切に戒護する必要があり、ドライヤーを在院者に使用させることは、保安上も困難である。
118	愛光女	R4. 3. 30	在院者の学習活動の一環として、「図書ポップ」の作成や「リクエストカード」などに取り組み、生き生きとした躍動感のある図書室作りで在院者が取り組むことを希望する。	他の課業との兼ね合いや、ポップ作成、リクエストカードへの取組がもたらす矯正教育上の効果について、検討した上で、機会があれば取り組むこととしたい。
119	久里浜少	R4. 3. 20	令和3年度中に職員及び在院者が新型コロナウイルス感染症に感染する事態が発生したことを受けて、施設内でのクラスター発生防止のため、従前からの対策の継続と在院者の感染ルートの調査・解明に加え、必要に応じた対策の追加をお願いしたい。	新型コロナウイルス感染症対策について、従前からの感染防止対策を継続するとともに、引き続き必要に応じて感染症予防対策の追加を検討することとしたい。感染ルートの調査及び解明については、当院医師及び上級官庁からの要請に基づき、引き続き対応していきたい。
120	久里浜少	R4. 3. 20	電話による通信の弾力的な運用を引き続きお願いしたい。	電話による通信については、在院者の必要性に応じて適切に実施できるよう引き続き対応していきたい。
121	久里浜少	R4. 3. 20	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策で外部講師との面接件数が減少しているため、オンライン面接等の代替手段による実施の検討をお願いしたい。	新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえながら、対面での面接の実施を検討し、面接機会を確保するよう努めているところであり、テレビ遠隔通信システムにより代替できる面接等についても積極的に実施しているが、外部講師によるオンライン面接については、当院限りでは対応することが困難であるため、頂いた御意見については上級官庁に報告したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
122	久里浜少	R4. 3. 20	在院者の保健衛生上の観点から、夏場に使用しているプールにろ過設備を設けるよう要望する。また、ろ過装置付きのプールの新設も要望する。	予算の問題等、当院限りでは対応が困難であるため、上級官庁に報告したい。
123	久里浜少	R4. 3. 20	在院者の保健衛生確保の面から、入浴回数を増やすこと、シャワー浴であれば温水の利用及び石けんの使用を認めることについて検討されたい。	入浴回数を増やすことは、予算上、当院限りでは対応が困難であり、直ちに実施することは難しい。また、職員配置及び日課運営への支障について考慮する必要があるものの、シャワー浴での石けんの使用については、引き続き検討することとしたい。
124	久里浜少	R4. 3. 20	入浴時におけるあかすり用のタオル又は代替となるスポンジ等の使用許可を要望する。導入できないのであれば、在院者が納得するよう説明する機会を設けることを求める。	あかすり用のタオルを導入しないことについては、当院医師から全在院者に対して繰り返し事情を説明しており、今後も定期的に説明する機会を設けるなどし、在院者の理解を得るよう努めていく。代替となるスポンジ等の使用許可については、その必要性等を含めて検討することとしたい。
125	久里浜少	R4. 3. 20	在院者の生活環境の改善のため、設置場所等を十分に検討の上、冷暖房設備を充実させることを強く要望する。	冷暖房設備については、在院者の生活する居室部分に設置されていないため、各寮舎の廊下に設置することを検討しているが、予算の確保等、当院限りでは対応が困難な事情もあるため、上級官庁に報告したい。
126	久里浜少	R4. 3. 20	在院者に対する冬季の寒さ対策について、希望者に寝具の支給枚数を増やす等の更なる充実の検討を求める。	居室内における防寒対策として手袋、防寒着の着用、ポア付きスリッパの貸与等を実施しているところ、引き続き有効な防寒対策について検討することとしたい。
127	久里浜少	R4. 3. 20	高等学校卒業程度認定試験対策用のタブレット端末について、引き続き有効活用することを求める。	引き続き、専用端末として導入されたタブレット端末を積極的に活用していくこととしたい。
128	久里浜少	R4. 3. 20	高等学校卒業程度認定試験対策以外に使用できるタブレット端末の導入を検討されたい。	高等学校卒業程度認定試験対策以外を目的とするタブレット端末の使用については、別途、その必要性を含めて教育資材の購入計画の中で検討することとしたい。
129	久里浜少	R4. 3. 20	タブレット端末の使用に当たって、電波の増強を図る機器等の設置等、在院者が支障なくタブレット端末を使用できるよう対策を講じることを求める。	予算状況を勘案し、必要な対策を講じていく予定である。
130	久里浜少	R4. 3. 20	在院者に洋ランを栽培させる「花育」、ダルクミーティング、生活支援プログラムのような取組の継続及び積極的な拡充を求める。	引き続き、積極的に取り組むこととする。
131	久里浜少	R4. 3. 20	老朽化した建物・設備関係について、不具合箇所等は可能な限り早急に修繕を行うことを求める。	令和4年度も引き続き建物・設備関係について、改善・強化の計画の継続を実施していく予定である。その上で、不具合箇所等について、予算状況を勘案し可能な限り早急に対応していく。
132	久里浜少	R4. 3. 20	職員の就労環境について、改善している状況が見受けられるので、現状を維持していくことを求める。	引き続き、積極的に取り組むこととする。
133	久里浜少	R4. 3. 20	法務省において、若手職員とベテラン職員に偏った職員構成を改め、中堅職員の充実を求める。	職員の増員等について、施設限りでは対応ができないため、上級官庁に報告する。
134	久里浜少	R4. 3. 20	庶務課職員が炊事配置に付く回数が多く、庶務課業務を圧迫しているため、炊事職員の増員を検討されたい。	炊事職員の増員に係る予算措置等について、施設限りでは対応ができないため、上級官庁に報告する。
135	久里浜少	R4. 3. 20	津波襲来時の対応マニュアルについて、引き続き点検し検討の上、避難訓練の実施を求める。その際、感染症対策にも配慮した検討を行うよう求める。	津波襲来時の対応マニュアルについては令和3年度に改正しているものの、同マニュアルに基づく訓練の実施及び感染症対策を踏まえた所要の見直しを随時行うこととしている。
136	久里浜少	R4. 3. 20	国や地方公共団体と連携しながら津波対策を検討することを求める。	引き続き、地方公共団体や消防署などと非常時の対応について協議を重ね、実効性の高い対策を検討していく。
137	久里浜少	R4. 3. 20	津波対策のため、無線機等の設備の維持管理及び必要な物品の購入・備蓄を要望する。	引き続き、無線等の設備の点検・維持に努めるなど、緊急の連絡体制に不備が生じないよう努めるほか、津波対策のための防災用物品の購入・備蓄について所要の検討を行うこととしている。
138	久里浜少	R4. 3. 20	特定少年に対して、長年にわたって培ってきた知識と経験をいかして処遇をすることを希望する。	特定少年に対して、当院が長年にわたって培ってきた知識と経験をいかした実効性の高い処遇を実施していく。
139	久里浜少	R4. 3. 20	少年法等の改正を受けて、久里浜少年院で実施予定の矯正教育の見直しの方策が、実を結ぶよう尽力を希望する。	少年法等の改正を踏まえ、新たに実施する予定の矯正教育について実効性のある教育となるよう取り組むこととする。
140	新潟少	R4. 3. 31	新潟少年学院の資料提供及び口頭説明は適切であることから、今後も同様に継続されたい。	今後も継続して、視察委員会に対して適切な対応を継続していきたい。
141	新潟少	R4. 3. 31	意見・提案箱の利用について、更に周知に努められたい。	意見・提案箱の設置場所について、視察委員会の意見を踏まえて対応しているところ、意見・提案箱

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				の利用については、在院者の入院時における口頭での説明、生活のしおりでの周知等を継続していきたい。
142	新潟少	R4. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策について、在院者に理解されるような説明、対応をされたい。	必要な新型コロナウイルス感染症対策を今後も継続しつつ、当該対策の必要性等について、在院者に対して継続して説明していきたい。
143	新潟少	R4. 3. 31	入浴回数について、週2回から、シャワー浴を含め3回に増やすことを検討されたい。	週2回の入浴に加え、週1回の温水シャワーを実施している。また、夏季期間においては、更に温水シャワーを増やして在院者の衛生面を考慮した対応を既に実施している。
144	新潟少	R4. 3. 31	夕食の時間を現在の午後5時からもう少し遅くできないか検討されたい。	炊事担当職員を長時間拘束してしまうこと、当直体制での職員の業務負担が高くなること、食事の衛生面の確保等に鑑み対応は困難である。
145	新潟少	R4. 3. 31	熱中症対策として、就寝時の冷房に配慮されたい。	熱中症対策として、予算的な制約の範囲内で冷房を使用しているほか、冷凍庫と在院者全員分の保冷用枕を購入して就寝前に貸与するなどの対策を講じている。
146	新潟少	R4. 3. 31	陶芸作品等の製作物を入院時に持ち帰ることができるよう検討されたい。	陶芸科で作成した陶芸作品は、職業指導として作成した「製品」であり、規定に従って販売に供するものであるため、持ち帰りは困難である。
147	有明高	R4. 3. 24	職員の不祥事事例について、再度確認し、再発防止策を徹底していただきたい。	不祥事案を起こした職員に対しては指導計画を立て、継続的な指導を実施することで、再発を防止し、他の職員に対しても伝達研修等を実施するとともに同種事案を防止する目的での注意喚起を行うなどの再発防止策を実施した。
148	有明高	R4. 3. 24	意見・提案箱について、有効に活用できるよう、十分な周知をしていただきたい。	在院者が所持している生活のしおりに記載しており、入院後のオリエンテーション時に説明を行っていることに加え、視察委員会開催時等に意見・提案箱についての説明を行う。
149	有明高	R4. 3. 24	地域住民と在院者との交流行事が再開されつつあるが、今後も充実した行事運営ができるよう、入念な準備をされたい。	新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会の動静を見ながら、感染防止対策を徹底しつつ、過去の形式に捉われないことと積極的な地域との交流行事を模索していきたい。
150	有明高	R4. 3. 24	有明高原寮の活動内容・実績について、今後も広報活動を積極的に行い、被収容者数の増加に努められたい。	機関紙等の発刊に加え、家庭裁判所等に職員を派遣し、当院の処遇内容や活動実績について積極的な広報活動を実施する。また、少年鑑別所に対しても広報を並行して実施し、当院の教育効果の高い処遇内容について周知する。
151	有明高	R4. 3. 24	今後、様々なバックグラウンドをもった者が入院してくることが予想されることから、柔軟かつ適切な指導教育を図っていくために、職員の教育、自己研さん及びその支援の充実を検討されたい。	複雑な背景を有している在院者が増加している現状に対し、職員の職務能力向上が求められているところ、様々な研修等の機会を設け、職員の教育、自己研さん及び支援の充実にも努める。
152	有明高	R4. 3. 24	在院者の逃走防止策について、具体的な検討をされたい。	施設のセキュリティラインを職員各自において確認し、逃走防止等の保安原則に基づく勤務の徹底を行った。在院者が野外活動等の日課に参加する場合は、逃走防止等の保安原則に基づき、無線機等による状況の報告を確実に実施する。
153	有明高	R4. 3. 24	新型コロナウイルス感染症への対策を徹底していただきたい。	令和3年度は換気設備の更新や消毒機器を充実させた。外来者と接する際には確実な消毒の実施やアクリル板を挟んだ面接等を実施して対策し、在院者に対しては医務課職員による講話を実施した。今後もこれらの対策を継続するとともに、地域との交流行事の再開と並行しつつ、引き続き施設を上げて感染防止対策を図っていく。
154	駿府学	R4. 3. 29	意見・提案箱への意見・提案書の提出という従来の方式に加えて、在院者全員に対する一斉アンケートの実施についても検討されたい。	視察委員会として定期的に一斉アンケートを実施することは差し支えなく、実施に当たっては全面的に協力することとした。
155	駿府学	R4. 3. 29	日曜日の面会実施についても柔軟に対応されたい。	休庁日の面会については、保護者等の個別の事情を勘案し、引き続き柔軟に対応することとした。
156	駿府学	R4. 3. 29	冷暖房その他の熱中症、防寒対策及び感染症対策を引き続き実施願いたい。	引き続き、在院者の熱中症対策として、日中及び就寝時のエアコンの使用、アイスノン貸与、塩分補給用タブレット支給等を行い、防寒対策として、ストーブ及び暖房器具の使用及び季節衣類を貸与し、感染症対策として手指の消毒、マスクの着用、濃厚接触者に対する検査について適切に実施することとした。
157	駿府学	R4. 3. 29	在院者が絵を描くことを一律に禁止することのないよう適切に対応されたい。	絵を描くことを一律に禁止している状況は認められないものの、在院者に対し、絵を描くことを禁

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				止していると誤解を招くことのないよう留意しつつ、適切な指導を実施していきたい。
158	湖南学	R4.3.4	居室に暖気が行き届くように配慮を願いたい。	廊下に設置しているエアコンの暖房では、居室内に暖気が取り込まれにくいと、在院者が日課に参加し、空室となっている時間帯は居室扉を開放し、暖気を取り込むようにしている。特に、単独寮では、カーテンなどで廊下を区切るなどして暖気が居室内に入りやすくするよう工夫している。
159	湖南学	R4.3.4	赤ボールペンの貸与について、措置を講じていただきたい。	赤ボールペンについては自弁物品として購入可能であり、在院者から使用の申出があれば使用を許可している。自弁物品と貸与物品で差異を設ける必要性がないため、赤ボールペンの貸与を行うこととする。
160	湖南学	R4.3.4	当院において受験できない資格等に関する本を閲覧できるよう配慮願いたい。	当院において受験できない資格等に関する本についても、自弁書籍で購入可能であり閲覧の機会を与えている。さらに、その他の書籍についても定期的に購入し、社会内と相違のない書籍の閲覧ができる環境の整備に努めている。
161	湖南学	R4.3.4	改善更生や社会復帰の観点から有益な書籍の整備について配慮願いたい。	元在院者の体験談や薬物犯罪・非行からの回復、家族関係の回復に関する書籍、その他改善更生や社会復帰に有益と考えられる書籍に関して、定期的に購入し整備している。
162	湖南学	R4.3.4	入浴の回数を増やすことを検討願いたい。	入浴回数については、限られた予算措置の中で可能な措置について検討したい。
163	湖南学	R4.3.4	シャワー浴について、脱衣を除き、実質5分程度を確保できるよう検討を願いたい。また、夏場以外には、入浴・シャワー浴ともない日があるようであり、運動をした後には、シャワーを浴びられるよう配慮願いたい。	従来、シャワー利用時間は2分間としていたところ、視察委員会からの意見を受け、3分間に延長した経緯がある。今後とも限られた予算措置の中で可能な措置について検討したい。
164	湖南学	R4.3.4	新型コロナウイルス感染症対策に関して、特に運動後など、手洗いやうがいの徹底や消毒の励行をお願いしたい。	食事前や体育後等には手洗い、うがい及び手指消毒を実施させている。 上記以外にも随時手洗い、うがい及び手指消毒ができる環境にあり、基本的な感染対策を徹底している。
165	湖南学	R4.3.4	他の在院者の横に並んだだけで注意されることについて、合理的な運用を願いたい。	他の在院者の横に並んだだけで注意・指導することはしていないが、その態様等によっては知己在院者と不適切な関係を持たないように教育上配慮し、指導することなどはある。
166	湖南学	R4.3.4	薬物依存からの復帰に関するプログラムを学ぶ時間を増やすよう配慮願いたい。	特定生活指導の他に薬物に関する講話や担当教官が映像教材を用いて薬物について考えさせる指導を実施している。また、必要に応じてダルク職員などの面接を実施するなどしている。
167	湖南学	R4.3.4	VTR視聴の回数を増やしていただきたい。	VTR視聴については、毎週日曜午後1時から2時間視聴させているほか、特別日課、祝日においても実施しており、十分な回数を確保していることから、対応しないこととする。
168	湖南学	R4.3.4	戸外での運動の機会を増やすよう配慮願いたい。	夏季にあつては、WBGT（暑さ指数）を計測し熱中症に留意しながら戸外での運動を実施している。冬季にあつては、積雪のため外での運動ができないことがあるが、クロスカントリースキーを実施可能な状態にグラウンド等を整備して実施するなど、可能な限り戸外での運動の機会を増やすよう努めている。
169	湖南学	R4.3.4	音楽系のラジオが聞けるよう配慮願いたい。	朝、昼、晩の食事時間及び食後の余暇時間に流すラジオ番組の中で音楽が流れているほか、休日のVTR視聴時に音楽番組を視聴させており、最新の音楽等について触れる機会を設けている。
170	湖南学	R4.3.4	電話による通信に関しては、1回20分間で運用がなされているため、面会の30分間と比較して短いことから面会と同様に、その回数や時間を十分に確保していただけるよう配慮願いたい。	達示の見直しを行い、電話による通信の通話時間を30分以内とした。
171	湖南学	R4.3.4	土木関係以外の就労支援を増やし、雇用ニーズに見合った職業訓練という観点から、在院者の希望等を踏まえ、職業指導種目を充実願いたい。また、各種資格に関する案内について、最新のものにしていただくように配慮願いたい。	現在、ハローワークから送付される求人票は、ほとんどが土木建築関係であり、他業種のは少ないのが現状であるが、令和3年度から情報処理科をICT技術科に改め、新たにプログラミング学習及びWebクリエイター学習を導入し、職業指導種目の充実を図った。また、各種資格取得に関する情報については、都度更新している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
172	湖南学	R4. 3. 4	求人票に接する機会は重要性が高いと考えられるので、閲覧時間、冊数についての改善を検討願いたい。	従来から求人票の閲覧時間等については制限していないが、改めて在院者に対し、求人票の閲覧時間等に制限を設けていない旨を告知し周知した。
173	湖南学	R4. 3. 4	意見・提案箱の設置場所の周知をお願いしたい。	視察委員会への意見等については定期的に告知しているほか、在院者全員に意見・提案箱の場所を明示したプリントを配布するなど周知徹底を図った。
174	瀬戸少	R4. 3. 15	在院者からの意見・提案箱への投かん数が年間を通じて非常に少ないため、視察委員会と瀬戸少年院の間で相談の機会を要望する。	視察委員会との相談の機会を設けるほか、在院者に対しても視察委員会の活動内容を伝達していく。
175	瀬戸少	R4. 3. 15	予算を伴う問題であるが、トイレの洋式化の必要性を検討されたい。	令和4年度に整備予定である。
176	瀬戸少	R4. 3. 15	水道の蛇口がセンサーによるものに変えられたが、水勢が弱いので手洗いなどに不便であるという意見があるので、検討されたい。	令和4年度に老朽化した配管を改修する予定である。
177	瀬戸少	R4. 3. 15	夜間、休日等のラジオ、テレビの視聴時間を増やすことはできないか検討されたい。	在院者に対する矯正教育の時間確保の必要性があり、現行以上にラジオ、テレビの視聴時間を増やすことはできない。
178	瀬戸少	R4. 3. 15	ボールペンのインクが出にくいなど、筆記具に関する不満が比較的多いが、実情を知らされたい。	ボールペンについては、書けない等の不良が認められた場合は、速やかに交換している。
179	瀬戸少	R4. 3. 15	在院者の意見にピアカウンセリング的な少数のグループでの対話を希望するものがある。収容人員の減少の折、海外にも実践例があり検討されたい。	出院後の再非行防止等の観点から、少年院内では原則として個人情報等を他の在院者に話さないよう指導しており、ピアカウンセリングとして在院者同士で対話させる取組を実施することは困難であるが、職員主導によるグループワークについては既に実施している。
180	愛知少	R4. 3. 25	入浴について、在院者は代謝の著しい時期であり、体臭や汗のべたつきなどに敏感な年頃であることから、回数の増加又は時間の延長等を検討されたい。	令和3年度に入浴回数を週2回から3回に増やしているところ、夏季においては水泳後のシャワーや居室における清拭も認めており、予算状況からこれ以上の対応は困難である。
181	愛知少	R4. 3. 25	冷暖房機器の増設を要望する。	令和3年度に寮廊下にエアコン4台を設置したところ、電力容量及び予算状況を確認しながら増設を検討したい。
182	愛知少	R4. 3. 25	タブレット等を利用し、在院者が自分で教科を選択して学習できるような体制について検討されたい。	高等学校卒業程度認定試験対策以外を目的とするタブレット端末の使用については、その必要性を含めて検討することとした。
183	愛知少	R4. 3. 25	頭髪について、入院時からショートバック刈りの選択ができるよう要望する。	ショートバック刈りは、外部専門業者により実施しているところ、来院できる回数や時間に制限があるとともに、職員配置、矯正教育の内容変更を考慮すると、出院前及び矯正教育上適当と認める時、その他必要と認める時以外では現行のオールショート刈りとした。
184	豊ヶ岡学	R4. 3. 8	豊ヶ岡学園の矯正教育の特色及びその果たしている役割に鑑み、在院者の減少を理由に、愛知県内の他の矯正施設との統合がなされることのないよう、要望する。	短期間の収容施設の強みを生かした、きめ細かな教育活動や、再非行防止に向けた社会復帰支援を継続すること、また、地域と密着した矯正教育を行うこと及び社会に価値を還元すること（教育・文化・防災等）で、当園が豊明市に存在する意義を、引き続き上級官庁等に説明していきたい。
185	豊ヶ岡学	R4. 3. 8	豊ヶ岡学園は老朽化が進み、耐震性に欠け、危険であるので、早急に建て替え又は建て替えに代わる措置を執り、国の施設として必要な安全性が確保されるよう、要望する。	上級官庁に対して、施設の老朽化を説明し、建て替え又は耐震化等の措置について、引き続き要望を報告する。
186	豊ヶ岡学	R4. 3. 8	建物の早期建て替えが無理であれば、取り急ぎ、冷暖房設備を居室スペースに設置するよう、要望する。	冷暖房設備の整備は、予算措置がなければ実施することは困難である上に、電気容量が不足することから、高圧受電設備の増設が必要である。新規設備の整備については、引き続き上級官庁等に頂いた御意見を報告する。
187	宮川医療	R3. 7. 27	新型コロナウイルス感染症がまん延中であるが、感染防止対策を実施した上で充実感を味わえる日課編成を要望する。	感染防止対策を講じた上で行事を実施するなど、充実感を味わえる日課を編成している。
188	宮川医療	R3. 7. 27	午睡を検討されたい。	酷暑期の午睡など、在院者の健康保持に照らして適宜検討する。
189	宮川医療	R3. 12. 17	冬季において、厚手の靴下の使用又は靴下の二枚履きを検討されたい。	防寒対策として、厚手靴下の使用及び靴下の二枚履きを許可した。
190	宮川医療	R3. 12. 17	カイロの使用許可を検討されたい。	「在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令」において貸与又は自弁を許可できる物品に指定されていない。頂いた御意見は上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
191	京都医療	R4. 3. 22	早期に移転工事に着手し、移転が完了するよう、強く要望する。また、移転が完了するまでの間、補修等は十分に実施され、在院者及び職員の生命・身体の安全を図るよう強く要望する。	上級官庁及び関係機関に対して、施設の老朽化及び移転の必要性について引き続き説明していきたい。 また、補修については予算事情が厳しい状況であるが、優先順位をつけて対応していきたい。
192	京都医療	R4. 3. 22	今後に備え、PCR検査等を迅速に行うことができるなど感染対策を十分にすることができる予算を確保して、新型コロナウイルス感染症対策を執られたい。	予算額に応じて、庶務課、医務課、教育・支援部門が相互に協力しながら、全所的に新型コロナウイルス感染症対策を講じていきたい。
193	京都医療	R4. 3. 22	保護室に収容中の在院者が上げる大声等が、男子寮単独室に筒抜けの状態であることについて、在院者の尊厳、人権に関わる問題であり、早急な改善を強く要望する。	施設構造上の問題であり、現施設において根本的な改善は難しいため、上級官庁に頂いた御意見を報告する。
194	京都医療	R4. 3. 22	トイレは日常生活の質に関わる重要な問題であり、施設の改修は難しい面があるとしても、トイレの洋式化には早急に取り組まれるよう要望する。	当院には、突発的な行動に及ぶ在院者もいるため、全面的な洋式化には慎重にならざるを得ない。現在、在院者の心身の状況や特性などを考慮して、一部居室にて洋式化を図っており、今後も検討していきたい。
195	京都医療	R4. 3. 22	在院者に対し書籍等を選ぶ時間を十分に確保されるよう要望する。また、書籍等を借りられる冊数及び回数を増やすことを検討されたい。	女子の在院者が書籍等を選ぶ時間が5分となっていたので、これを10分（男子と同じ）に改めた。また、令和3年度末に、男子・女子の在院者ともに対象として新たな書籍等を相当数購入して、図書室に陳列している。
196	京都医療	R4. 3. 22	女子の在院者については昼間の集団室での処遇が実施されているところ、集団で生活できる力が一定程度ある男子の在院者にも、集団室で処遇が受けられるよう要望する。	女子寮において集団室での処遇を再開したのは、適した在院者の在籍が契機となったものであるところ、男子寮においても対象者が出来れば検討することになる。 処遇審査会において、各在院者が参加する集団日課について審査をしているが、今後移送されることになる少年院や出院後に暮らすことになる福祉施設での生活を見据え、極力集団場面にいる時間を増やすよう検討している。
197	京都医療	R4. 3. 22	守られた環境にある在院期間に、コミュニケーション能力を高める機会をできるだけ多く在院者に確保するよう要望する。	運動や集会指導等の集団処遇場面だけでなく、外部講師等との面接でコミュニケーション能力の向上を図っているほか、個別担任との面接等、日常的な生活場面における指導の充実を図っている。女子寮では集会活動も行い、コミュニケーション能力の向上の一助としている。
198	京都医療	R4. 3. 22	子育て支援は、妊娠中から始めることが必要であり、特に在院者は若年であり、退院後の養育環境も困難な問題があることが多く、特別に手厚い支援が必要である。外部の子育て支援機関との連携を行い、出産前からの手厚い支援を行うことを要望する。	対象となる在院者には少年院矯正教育課程に基づいた妊産婦指導を実施しているところであるが、引き続き関係機関と連携しながら、対象者への支援を強化していきたい。
199	京都医療	R4. 3. 22	在院者には、少年院視察委員会及び意見・提案箱の説明を在院中に複数回実施していただいているが、更に説明していただくよう要望する。また、単独室の場合、廊下に置かれている意見・提案箱に入れることは難しいと思われるので、設置場所については改めて検討を要望する。	視察委員会や意見・提案箱に係る説明は、考査期間中のオリエンテーション時や視察委員会当日の朝礼時を始め、生活のしおりへの記載等により実施しているところであるが、引き続き説明を実施したい。また、単独室の意見・提案箱の設置場所については検討する。
200	浪速少	R4. 3. 7	自弁の書籍等を補完する観点から、備付書籍等の充実を図ることを求める。	在院者の希望や学習上の必要性を斟酌し、書籍等の充実を図っていく。
201	浪速少	R4. 3. 7	学習に必要な書籍等の借入れ等における冊数の制限を緩和することを求める。	学習用の書籍やテキスト等の借入れ等には特段の冊数制限を設けていない。
202	浪速少	R4. 3. 7	自弁の書籍等の内容のチェックの簡素化等により、在院者の手元に届くまでの時間を短縮することを求める。	自弁の書籍等は、できる限り短期間で在院者の手元に届くように検査をしているものの、当該書籍等の内容によっては綿密に検査する必要がある場合があることに加え、毎日の処理件数は相当に多いため、現状よりも短縮することは困難である。
203	浪速少	R4. 3. 7	通数制限（1か月当たり5通）や通信先の制限を緩和することを求める。	発信信書の通数の制限については、少年院法第102条第2項に定める通数の範囲内であり、かつ在院者個々の事情から必要と認められる発信については、個別に検討の上で、通数制限を超えた発信も認めている。信書の通信先については、少年院法第100条又は第101条に基づいて禁止又は差止め等とする場合を除き、特段の制限を行っていない。
204	浪速少	R4. 3. 7	各居室内へのポータブル冷暖房機の導入など、適切な冷暖房の実現を図ることを求める。	当院における電気設備の給電能力及び光熱水料の高騰の事情から、各居室に個別の冷暖房機器を整

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				備して使用させることは困難であることから、現状のとおり、アイス枕の使用や防寒衣の貸与によって対応する。
205	浪速少	R4. 3. 7	管理の必要上、就寝時にも消灯ができないことは理解できるが、知覚過敏等でまぶしくて眠れない苦痛を感じる在院者もいるので、個別の事情に応じ、アイマスクの使用を認めるなど、柔軟な対応を図ることを求める。	アイマスクを使用させることにより、在院者の表情や健康状態等が確認できないほか、不正連絡等の反則行為を誘発することにつながりかねないため、保安上の観点から使用させることができない。
206	浪速少	R4. 3. 7	職員の指導に対して、在院者からえこひいきがあるとの不満が呈されることがあるため、個別の事情で対応を変える場合には、可能な限りその理由を説明することを求める。	不満を呈する在院者に対しては、個別具体的に説明を行っているが、自己の考えに固執しがちな在院者もいるため、引き続き対象者の理解度に応じた丁寧な対応を図る。
207	浪速少	R4. 3. 7	在院者に対して繊細な配慮が必要な事項（コンプレックスを刺激しかねない事項等）に係る職員の発言には、特に注意することを求める。	職員の発言や指導内容について、在院者への配慮を欠いていたと認められる場合は、当該職員に対して監督者から指導を行い、改善を促している。
208	浪速少	R4. 3. 7	入浴の頻度の引上げ又は入浴時間を延長することを求める。	入浴の回数等については、季節にかかわらず週3回としているが、在院者に対する必要な指導時間数の確保のため、現状においても、職員に対して超過勤務を命じた上で入浴時間を確保している状況であり、現時点においてはこれ以上の入浴回数の増加及び入浴時間の延長は困難である。
209	浪速少	R4. 3. 7	視察委員に対し、在院者用ルールブック（生活のしおり）の院外への持ち出しを認めることを求める。	在院者の生活上のルールについては、職員が視察委員に直接その趣旨等を説明した上で、問題点等の共有をしたいと考えているため、在院者用ルールブックの持ち出しについては実施しないこととした。
210	浪速少	R4. 3. 7	在院者の収容者数が減ったことのみを理由に一義的に施設の統廃合を行われるべきではなく、可能な限り現状のままの少年院を維持存続されたい。	頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
211	交野女	R4. 3. 10	規則・ルールが場面や職員によって異なることは処遇上好ましくないため、統一する、無くす、在院者の特性を踏まえて説明するなど、規則を明確にされるよう努められたい。	在院者に対して定めている規則・ルールについて、職員間の認識の統一を図るとともに、今後在院者の能力に応じ理解度を確認しながら説明をすることとする。
212	交野女	R4. 3. 10	霜焼けや風邪予防のため、速乾性タオルだけではなく、自傷のおそれのない形態のドライヤーを導入するよう、改めて要望する。	突発的に自殺・自傷をする危険性や物品を損壊する可能性の高い在院者が複数いるため、ドライヤーを使用させることは保安上の問題があり困難である。 なお、集団寮のホールは、暖房設備が整っており、在院者の髪の毛が長時間濡れたままになっていることはないため、ドライヤーの使用を要しない。
213	交野女	R4. 3. 10	冬季の居室の寒さ対策として、ストーブを廊下に設置する、クッション、ブーツを使用・着用させているものの、ストーブの設定温度を上げる、居室内で着用できる衣類を増やすなど、防寒対策をより充実されたい。	冬季処遇として、居室内のベストの着用や膝掛けの使用は許可しており、令和3年度から単独寮については、新たに冬季用座布団、ルームシューズ及び室内用手袋等を貸与しているが、寒さに応じたストーブの設定温度の調整や居室内で着用できる衣類の種類について検討したい。
214	交野女	R4. 3. 10	風邪、霜焼け予防のため、冬季だけでも入浴時間の延長を検討されたい。	入浴時間を延長することは、入浴後の係活動や余暇時間等、他の日課に支障が生じるため困難である。
215	交野女	R4. 3. 10	深夜勤務について疑問や不満を持つ職員がいると感じ取れる。出産・育児、介護などに応じて、多様な働き方を選択できるよう、例えば深夜勤務については、スポットの夜間勤務専門職員を採用するなど、職員の働き方に対する支援制度の拡充を要望する。	頂いた御意見については、当院限りでは対応できないため、上級官庁に報告する。
216	交野女	R4. 3. 10	職員宿舎について、あまりにも老朽化が激しいため、施設の緊急時対応、職員の人材確保を行う上でも建て替えを要望する。	当院の予算では対応できないことから、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
217	和泉学	R4. 3. 28	職員が抱える問題や悩みを打ち明けられる方策を検討し、職員が生きて働きやすい職場環境となるよう改善策を講じることを求める。	現在ある各種相談窓口や健康管理上の制度を更に効果的に活用できるよう周知を図るとともに、役職、年齢、部署等に捉われない建設的な意見交換ができる機会を充実させていく。
218	和泉学	R4. 3. 28	在院者が取得できる資格の選択肢を広げるなど、修学や就労の支援体制の充実を図ることを求める。	資格取得の種類を施設の裁量で決めることはできないが、令和4年度において、修学支援専門官が新設ポストとして設置されることから、同ポストを活用し、修学支援体制の充実を図る。
219	和泉学	R4. 3. 28	在院者がICT技術を獲得できるよう、ICT教育を少年院矯正教育課程に導入するなど指導の充実を図ることを求める。	ICT教育に必要な通信機器等の整備には多額の予算を要することから当院限りでの対応は困難であるが、将来的にICT技術取得の必要性は更に高まると思料されることから、上級官庁の指導に基

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				つきながら、指導の充実化の方策を検討していく。
220	和泉学	R4. 3. 28	和泉学園においても泉南学寮と同様、コグトレを本格的に導入することを求める。	これまでも個別指導として実施していたが、今後更に指導職員の育成を図り、継続的な実施が可能な方法を検討していく。
221	和泉学	R4. 3. 28	和泉学園においても泉南学寮のグリーンサポーター活動のように地域と連携した立ち直りプログラムを実施するなど、地域全体で在院者を支える体制づくりができるような教育内容を検討することを求める。	現在も近隣の老人ホームや神社等の清掃を行う社会貢献活動を実施しているが、今後も地域住民等の支援を得ながら教育活動の拡充を図る。
222	加古川学	R4. 3. 25	様々な在院者がいる中で、今後とも、個別のニーズを踏まえた、きめ細かい対応を引き続き願いたい。	在院者の個別のニーズを踏まえた、きめ細かい対応を引き続き行う。
223	奈良少	R4. 2. 22	居室への冷暖房等の設置、その他適切な冷暖房設備の導入を急がれたい。	予算上の問題から施設限りでの対応は困難であるため、上級官庁に報告する。
224	奈良少	R4. 2. 22	入浴回数を冬場も週3回にすること又はその他代替的な手段を講じることについて検討されたい。	入浴回数の増加については、予算上の問題で実施が困難であるため、頂いた御意見は上級官庁に報告する。
225	奈良少	R4. 2. 22	施設職員の在院者に対する言動や態度等について厳しく指導されたい。	在院者の人権の尊重については、職員は研修等を通して人権意識の向上に努めている。不適切な言動があった場合には指導を行っており、職員研修では、グループワークの手法を用いるなどして、実効性を高めたい。
226	奈良少	R4. 2. 22	反則調査が実質的に懲罰であったり、不公平があったりしてはならない。反則調査の在り方について、見直されたい。	法令等に基づき、適正に調査を実行している。
227	岡山少	R4. 3. 29	午後5時前の夕食の時間は早すぎる点は否めず、少しでも遅い時間に夕食が執れるように配慮されたい。	職員の配置や勤務時間等を踏まえると、これ以上、夕食の時間を遅らせることは困難である。
228	岡山少	R4. 3. 29	歌詞付きの音楽について、更に多くの曲を流す機会を設けられたい。	適切な機会を設けて流すよう努める。
229	岡山少	R4. 3. 29	むかで駆除について、より一層検討されたい。	駆除剤の散布と枯葉除去等の除草を引き続き継続するほか、在院者の各居室に防虫剤の設置を計画している。
230	岡山少	R4. 3. 29	在院者の入浴時間が12分程度で短いので、長くするよう積極的に検討されたい。	他の日課に支障が生じるため困難である。 なお、入浴時間12分程度には脱衣場での衣服の着脱時間・居室から浴場までの移動時間は含まれておらず、実質的な入浴時間である。
231	岡山少	R4. 3. 29	体育指導にソフトバレーボールなど球技を取り入れたことは評価でき、より多くの球技を取り入れられたい。	ソフトバレーボールについては継続して実施するとともに、今後も他の球技の導入を検討していく。
232	岡山少	R4. 3. 29	剣道指導で昇級昇段試験が行われることになったことは評価でき、継続されたい。	剣道の昇級昇段試験を継続し、指導の充実を図っていく。
233	岡山少	R4. 3. 29	読書感想文の作成意義について、在院者の理解促進を図られたい。	在院者に対し、読書感想文を作成する目的や意義について丁寧に説明し、動機付けを高めるよう働き掛けるとともに、読書指導の内容充実を図りたい。
234	岡山少	R4. 3. 29	社会適応に資する教育内容の充実と在院者に対する教育の意義の理解促進を図られたい。	教育内容の充実のため少年院矯正教育課程の見直しや指導案の改正は随時行っているが、在院者に対して、授業の意味等を詳しく説明する機会についても設けるよう努めたい。
235	岡山少	R4. 3. 29	在院者への教育を充実させる観点からも、改めて、在院者への伝え方・コミュニケーションの取り方について見直すことを検討されたい。	教官会議などの場をとらえて、特に若手の職員には、在院者とのコミュニケーションの取り方等について習熟させていきたい。
236	岡山少	R4. 3. 29	職員の在院者に対する呼び方として「君」、「さん」をつけた呼び方をしているとのことであるが、未だ呼び捨てにしている場面もあるようであり、改善されたい。	原則として「君」又は「さん」を付けて呼ぶように指導徹底しているところであり、今後も継続して指導していく。
237	岡山少	R4. 3. 29	差入れの書籍等の閲覧制限の可否検討に時間を要していることは理解できるが、その大まかな方針、基準、考え方について在院者に明らかにされることを検討されたい。	生活指導の場をとらえて在院者には説明する予定である。
238	広島少	R4. 3. 24	冷暖房対策については、在院者の健康に配慮するために最優先課題である。順次整備され、毎年度改善している状況にあるが、今後も、生活領域におけるより広い範囲、特に居住スペースに至るまで冷暖房を充実されたい。	令和3年度には単独寮の廊下及び病室にエアコンを設置したところであるが、生活領域への新たなエアコンの設置については、予算上の制約、電気容量等の問題も含まれることから施設独自での実施は極めて困難であるが、上級官庁に対して要望していきたい。
239	広島少	R4. 3. 24	シャワー浴における洗髪について、発汗の多い夏季には、衛生面からシャンプーを使用した洗髪の必要性が高いため、実施を検討されたい。	夏季期間において、入浴及び水泳指導がない日に1分間シャワーを行うことで衛生面に配慮しているところ、状況によってはシャンプーを毎日使用することとなり、これまで以上に時間を要するため、

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				日課運営及び光熱水量の推移も踏まえ、検討したい。
240	広島少	R4. 3. 24	運動時に利用できる運動器具については、種類等が乏しく、有効な運動時間となり得ていない。ボール・バトミントン等のゲーム性を有する運動器具も利用することで、能動的に参加する在院者も増えると思われることから、運動器具の充実について検討されたい。	御意見のとおり有意義な運動時間になるよう、安全面の確認を踏まえた種目や器具の導入について検討したい。
241	広島少	R4. 3. 24	出院前アンケートの結果の活用について、改善を求める指摘もあるが、肯定的な評価も多数指摘されている。在院生との良好な関係を保つためにも、引き続き肯定的な評価も院内で周知されたい。	出院前アンケートについて、まとめを行った上で、全職員への回覧、周知を行っており、今後も継続していきたい。
242	広島少	R4. 3. 24	面会について、特に仮退院間近となって実施する支援者となり得る者（教員のみならず親、兄弟や弁護士等も含む。）との面会は、土曜・日曜・祝日も可能とし、面会時間を原則1時間とするなど、より柔軟な対応とされたい。面会を調整し得る特別面会の手続きを容易にし、積極的に周知することも一案ではないかと思われる。	少年院法に沿って運用を行っているところ、必要に応じて面会時間を延長した特別面会を実施したり、保護者の事情等を考慮して実施時間帯以外の時間帯における電話による通信も積極的に行うなど、柔軟な運用を行っている。 面会実施日や面会時間については、円滑な社会復帰に向けた支援の充実の一環として、引き続き個別の事情も踏まえながら、検討することとしたい。
243	広島少	R4. 3. 24	食事について、前年度は夕食の時間（午後5時）が早すぎるため、具体的に改善を検討されたい。	日課の運営や業務処理体制に支障が生じるため、在院者数の減少も踏まえ、引き続き検討していきたい。
244	丸亀少女	R4. 3. 8	便秘症及びパン食の日の下痢に悩んでいる在院者が見受けられるため、パン食に係る給食の方法を検討するとともに、便秘解消のための食事療法や運動療法等の総合的な対策を検討されたい。	便秘症についてはその申出に応じて医師が診察し、投薬及び症状改善のため、食事指導や運動指導等を行っている。パン食の日における下痢についてはその他健康面に問題は認められず、その原因は不明であるものの、令和4年4月から一部献立を見直しており、今後も在院者の申出に応じて、医師と相談しながら対応する。
245	丸亀少女	R4. 3. 8	面接時間について在院者間でばらつきがあり、面接実施日であっても面接を実施してもらえない場合や祝日と重なる場合は中止になる場合があり、総じて面接時間が短いため、平等公平な面接の機会を確保されたい。	在院者に対する面接は、当院が定める週間標準日課表に基づき、対象者に偏りが生じないように配慮して実施している。職員数には限りがあり、日課運営等の事情から面接時間のみを増やすといった対応は困難なため、必ずしも在院者が希望するようには実施できないが、今後もできる限り時間を確保した上で公平に面接を実施できるよう努める。
246	丸亀少女	R4. 3. 8	死角になる場所で職員と在院者が一対一とならないよう、監視カメラの配置を検討されたい。	監視カメラについては、毎年度、必要箇所に確実に設置されているか点検を実施しており、令和3年度も増設置したところである。今後も、引き続き、死角等が懸念される場所については、具体的な対処法等、その運用と併せて検討した上で、必要な措置を講じていく。
247	丸亀少女	R4. 3. 8	在院者から、一定の職業指導に意味を感じられず苦痛である旨の申出や出院後に役立つ実践的な学習時間を増やしてほしいとの意見があったため、対応を検討されたい。	在院者に対する矯正教育は、在院者の興味・関心を高めるよう工夫しつつ、その特性等や出院後におけるニーズのほか、社会情勢等を踏まえた上で実施しているところ、今後もこれらに配慮し、より在院者の改善更生や社会復帰に資するものとするよう努める。
248	丸亀少女	R4. 3. 8	運動時間が短いこと及び運動内容の選択肢を増やすことについて検討されたい。	運動時間については少年院法施行規則第29条第2項に基づき、1日におおむね1時間以上確保しており、種目については10種類程度を設定し、その中から在院者が個々に選択した上で実施できるようにしているところではあるが、運動種目については今後も適宜見直し、充実できるよう努める。
249	丸亀少女	R4. 3. 8	寮によって寒さ対策にばらつきがあり、寒い部屋があるため、既に対策を講じられていると思われるが引き続き対応を要望する。	各寮の廊下に均等に暖房器具を設置した上、職員が適宜巡回して温度管理等を行っているところ、今後もできる限り居室ごとに差異が生じないように温度管理に努める。
250	丸亀少女	R4. 3. 8	眠るときに足が冷えて眠れなくなるのを予防するため、睡眠時用の靴下の使用について柔軟な対応を要望する。	就寝時間帯における靴下の着用については原則として許可していなかったところ、今後はその申出に応じ、医師と相談した上で、その要否を個別に判断することとした。
251	丸亀少女	R4. 3. 8	暖房器具により部屋が乾燥して喉が乾燥するため、加湿器を設置するなど可能な対策を検討されたい。	現在も暖房器具を使用する場合には加湿器を使用するなどして対応しているところ、今後も湿度を確認するなどし、適切な湿度管理に努める。
252	丸亀少女	R4. 3. 8	トイレの待ち時間について、緊急性との兼ね合いから対応を検討されたい。	トイレの使用については、在院者における不正連絡等を防止する観点から原則として1名ずつ行わ

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				せているところ、申出がある場合は、複数名を一度に使用させるなどの対応を行っており、今後も在院者の申出に応じて柔軟に対応する。
253	丸亀少女	R4. 3. 8	入浴時間が短いため、対応を検討されたい。	入浴時間を延長した場合には日課の運営等に支障が生じるため現状の運用を維持することとする。
254	丸亀少女	R4. 3. 8	手紙に切手を貼付するための、のりの支給を検討されたい。	切手を貼付する際にはスポンジ台を貸与することとしているが、その取扱いを承知していない在院者もあったため、改めて周知した。
255	丸亀少女	R4. 3. 8	綿棒の使用回数の増加について検討されたい。	綿棒の使用については月2回としていたところ、令和4年4月からは週1回使用できるように運用を変更した。
256	松山学	R4. 3. 15	職員間での在院者に対する指導内容の統一及び個々の理解力に合わせた丁寧な指導の実施を要望する。	在院者への指導内容は、毎週1回実施している寮担任会議を通して、引き続き職員間による指導内容にそごが生じないように意識の統一を図っていく。また、在院者個々の特性や心理状態等について職員朝礼時及び教育・支援部門ミーティング等において情報共有を図り、処遇上の留意事項について幹部職員が指示等を行うなど、個々の問題性を踏まえたきめ細やかな処遇を徹底していく。
257	松山学	R4. 3. 15	気温の変化の著しい時期については、在院者の健康維持のため、空調の調節、入浴の時間と方法の調整、衣類の提供など、在院者の要望に配慮した対応を検討されたい。	在院者の健康管理については、季節に応じて室内温度・入浴時間の調整及び衣類の貸与等で対応しているところ、今後についても、在院者が季節の寒暖により体調不良にならないように健康管理を徹底していく。
258	筑紫少	R3. 5. 26	自弁物品として購入可能な便箋について、縦書きのみでなく横書きも検討されたい。	横書きの便箋も自弁物品として購入可能とした。
259	筑紫少	R3. 5. 26	枕の規格が小さいため、見直しを検討されたい。	現在使用中の枕は平成30年に購入したもので、まだ比較的新しく買い替えるのは適当でないため、防災頭巾を枕の下に敷いて高さを調整できるという運用に改めた。
260	筑紫少	R3. 5. 26	面会室の遮蔽ビニールを透明なアクリル板等に変えることについて、検討されたい。	面接室で使用中の透明アクリル板を移動させ、面会室で使用することとし、アクリル板から天井までは従来の遮蔽ビニールを使用するという運用に改めた。
261	筑紫少	R3. 5. 26	昼食後の歯磨きの時間が短いため、改善を検討されたい。	昼食後の歯磨き時間が日課や係活動との兼ね合いで1分間としていたところ、在院者数の減少を受け、2分間という運用に改めた。
262	筑紫少	R3. 5. 26	在院者への公平な指導や適切な声の大きさについて、職員に向けて注意喚起を行うよう検討されたい。	当事者からの聞き取りのほか、録画映像による検証等の確認を行った上で、職員に対し注意喚起を行った。
263	筑紫少	R3. 7. 27	水分補給方法について、お茶と水の選択制とすることについて検討されたい。	給与量や給与のタイミング等について問題はなく、選択制とすることによる在院者及び職員への負担増が懸念されるため、現状のままとする。希望者にはその都度対応することとした。
264	筑紫少	R3. 10. 20	ボールペンの替え芯について、自弁物品として購入できるよう検討されたい。	ボールペンの替え芯も自弁物品として購入できるよう手続を進めている。
265	筑紫少	R3. 12. 22	単独寮の補充用湯茶の保存容器について、プラスチック製の物から集団寮と同じステンレス製のポットに変更することについて検討されたい。	単独寮においても集団寮と同じステンレス製のポットを使用するよう改めた。
266	福岡少	R3. 6. 18	食器等を載せるトレイについて、布巾で拭くだけの措置としていたため、衛生上、適切な措置を講じることを要望する。	毎食後、トレイを流水で洗浄し、アルコール消毒液を噴霧することとした。
267	福岡少	R3. 8. 27	トイレのスリッパについて、大きなサイズのものの整備を要望する。	大きなサイズのものを整備した。
268	福岡少	R3. 8. 27	速達発信用の額面の切手の購入ができるよう要望する。	速達発信用を含めた複数種類の郵券が購入できるよう変更し、生活のしおりに記載して在院者に周知した。
269	福岡少	R3. 8. 27	入浴時にボディソープが使用できるよう、対応可能であれば整備を要望する。	支給品については、現状どおり、固形石けんのみとするが、自弁物品については、ボディソープを購入できるようにした。
270	福岡少	R4. 2. 4	職員に対する教育を含め、在院者の適切な処遇環境の整備を要望する。	職員研修の一層の充実及び在院者の改善更生に資する環境整備に努めたい。
271	福岡少	R4. 2. 4	少年法改正後も、同法の目的に基づき、引き続き在院者の立ち直りに力を入れるよう要望する。	特定少年に対しても、他の在院者と同様に、少年の健全育成という少年法の目的に基づき、処遇の充実に努めたい。
272	佐世保学	R4. 3. 18	在院者の保健衛生上の措置として、入浴回数の増加とシャワー時間の延長について検討されたい。	高密度で編成された矯正教育の日課を適切に実施する上で、入浴の回数を増やすことは現時点では

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				困難である。夏季期間（おおむね6月から10月）は、週2回の入浴に加えて、運動、体育指導及び職業指導終了後に必ずシャワー浴を実施し、その他の期間も令和3年度から週1回のシャワーを実施しているところ、シャワー時間を延長すると日課に支障が生ずる懸念があるが、在院者数に応じてシャワー時間を設定する等、引き続き在院者の生活環境向上のため検討していく。
273	佐世保学	R4.3.18	夏季期間の就寝時に貸与される冷却剤について、朝まで冷たさが持続しないので交換等検討されたい。	令和3年度に大きな冷却剤を整備したところ、令和4年度夏季までには冷却剤の夜間の交換方法等について検討し、より効果的な冷却対策を模索する。
274	佐世保学	R4.3.18	寮の暖房器具は廊下に設置してあり、居室によって暖房効果が異なることから、居室ごとに定期的な温度測定を実施し、必要に応じた防寒対策の実施を検討されたい。	居室によって暖房効果に多少の差は生じるかもしれないが、極端な差が生じないように設置場所を工夫するとともに、寒さの感じ方には個人差があるため、令和3年度新たに防寒着衣を整備し、着衣によって各自調整が可能ないようにしている。 なお、実情を確認するため、各居室の温度測定については実施を検討したい。
275	佐世保学	R4.3.18	夕食の開始時間が早く、寝るまでの間に空腹となることから、夕食開始時間を検討されたい。	午後5時以降に当直体制に入り、夜間日課に移行すること及び夕食の片付けの時間等を考慮すると、夕食の時刻を後刻へ変更することは、日課の制約及び職員配置上から困難である。
276	佐世保学	R4.3.18	意見・提案箱について、投書を職員が読んでいると在院者が誤解しないよう、入院時以外にも周知説明をされたい。	日常的に確認できる生活のしおりに記載しているが、今後、入院時及びオリエンテーションで、意見・提案箱の位置、内容を職員が見ることがないこと及び成績等には影響を及ぼさないこと等について説明を実施する。
277	人吉農	R4.3.31	可能であること、可能でないことの判断基準を明確化し、対応不可能なことについて何度も申し出てくる在院者に対しても、繰り返し丁寧に説明するよう要望する。	在院者から提案された意見については、部門会議等で検討を重ね、対応可能なものについては適切に対応した。また、検討結果や対応できない合理的な理由については進級式や朝礼で説明したり、各寮に掲示するなどして周知を図ってきたところである。対応できない理由だけを説明しても、特に発達上の特性等を有する在院者は納得せず同じ申出を繰り返すことは、御指摘のとおりであることから、今後は、意見や検討結果の周知に加え、職員がより一層在院者の特性を理解し、適切な対応が行えるよう継続的に指導を行うこととした。
278	人吉農	R4.3.31	令和2年に発生した人吉球磨地方豪雨災害の際には、職員家屋3件、自家用車等4台が土砂侵入により全半壊又は流出等甚大な被害を受け、令和3年においても、豪雨により郡市に避難指示が5回発令されている事情を踏まえ、いかなる状況にあっても、在院者の改善更生・再起のため必要な職員の配置が可能となるよう、必要戸数を確保した職員宿舎の整備を検討されたい。	職員宿舎増設の必要性については、機会ある度に上級官庁に伝えている。職員宿舎の増築に関しては、当院のみで決定できるものではないため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
279	人吉農	R4.3.31	女性職員が極端に少ない環境は、在院者の社会復帰後の人生に相当な偏りを生じかねない指導体制といわざるを得ないため、女性職員の登用、採用を推進し、施設職員の男女比の改善を行い、そのための環境整備（女性職員専用の当直室、浴室、洗面所等の設置等）も至急検討されたい。	職員配置及び施設整備に関しては、当院のみで決定できるものではないため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
280	中津少	R4.3.24	新型コロナウイルス感染症対策について、各種対策を実施し、在院者及び職員に新型コロナウイルスに感染することなく院内での生活及び業務が行えているため、今後も、安心して更生プログラムが実施されるよう感染状況に応じた対策を検討されたい。	全国及び当院所在地の新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢等を注視して最新情報を取り入れ、採るべき対策を積極的に行い、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に努めたい。
281	中津少	R4.3.24	図書室の書籍等は計画的に新刊本が購入されているものの、古い書籍等も多く、読書意欲を喚起させることは難しいため、予算措置を講じて新刊本を増やし、最新の情報に触れられるようにすべきである。	備付書籍等については、発行部数が多いもの、報道で取り上げられているもの、受賞作などの話題のもの、幅広く教養を高められるもの、若者に人気のものなど、在院者の特性や関心に配慮しながら、幅広い内容の書籍等を新規に購入している。また、新規に購入した書籍等を中心に貸し出すことができるよう、貸出機上での工夫も行っている。
282	中津少	R4.3.24	食事について、自施設で調理・提供しているところ、御当地メニューを考案するなど、在院者の食に関する興味を喚起する取組がなされていることから、更なる	在院者の食事については、限られた予算の中で、在院者の食育・健康維持の観点から提供している。味についての不満もあるが、新メニューの考案を継

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			食の充実を希望する。	続するなどして、今後も在院者の食の充実に努めたい。
283	中津少	R4.3.24	霜焼けの対策について、防寒用の手袋の貸与が素早くなされているが、更なる対策が望まれる。	被服等の貸与品、手指足指の温浴、寮職員及び医務課による健康観察等により、霜焼けが重症化しないよう、また、寒さによって教育活動に支障が生じないよう、引き続き対策を行う。
284	中津少	R4.3.24	職員の非違行為については、公務に対する信頼を損ないかねない事態であるので、職員研修等を通じて、再発防止に努めることが求められる。	今後も、不祥事防止研修等を通じて、不祥事を起こさせない組織の構築に努めたい。
285	中津少	R4.3.24	令和3年度の第1回目の視察委員会は令和3年6月に開催されたが、今後は5月中旬に第1回目の視察委員会の開催することを希望する。	令和4年度は5月12日に開催することとした。
286	大分少	R4.3.18	視察委員会と施設とが協議、調整、確認等を行った事項について、視察委員会がその内容や結果をまとめた書面を掲示するなどして、在院者に周知させることを要望する。	令和4年度以降、随時、視察委員会が作成した当該書面を在院者に周知することとする。
287	大分少	R4.3.18	視察委員会の意義や活動内容を説明した書面を在院者に対して提示することを要望する。	提示方法については検討する必要があるが、活動内容等を記載した書面を令和4年度以降、提示することとする。
288	沖縄少	R4.3.28	生活のしおりに基づく在院者への丁寧な説明を徹底されたい。	従前から生活のしおりを居室に備え付けて在院者が必要に応じて閲読できるようにしているとともに、教育課程上、入院後間もない時期の指導の中で、生活のしおりの各項目について説明し、かつ、必要に応じて寮内で個別に更なる説明や質疑応答に対する対応をしている。
289	沖縄少	R4.3.28	在院者が訴える心身の不調に対して、十分に相談できる体制を整えていただきたい。	在院者が心身の不調を訴えた場合、心情面においては、教官が親身になって面接を行い、身体面においては医師が必要に応じた診察を実施しており、十分に相談できる体制を構築している。
290	沖縄少	R4.3.28	入浴、シャワー浴後のドライヤーの使用を認めていただきたい。	ドライヤーの取扱いは、施設管理上の観点等から、現時点においては備品として整備することは考えていない。
291	沖縄少	R4.3.28	視察委員会開催日数増加のために必要な予算措置を講じていただきたい。	現在、視察委員会の委員数に5回の年間開催数を乗じた予算措置が、上級官庁から当院に対してなされているところであり、当院限りでは対応できないので、頂いた御意見は上級官庁に報告する。